

第 7 章 高知市における処理計画改定骨子（案）の作成

7.1 災害廃棄物処理計画改定骨子（案）

ガイドライン、意見交換会等に基づき整理した処理計画骨子案を表 7-1 に示す。

表 7-1 高知市処理計画策定骨子（案）

現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項 ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項 ＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項 □：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項 ・：補足等</p>		
第1編 総則		
第3章 対象とする災害と被害想定		
<p>★対象とする災害【第1回議事概要 4.①】 ・市地域防災計画等を参考に、水害時（「'98 高知豪雨」より被害想定が大きいもの）を追記する。</p>		資料1
第4章 対象とする廃棄物の種類と特性		
(1) 災害時に発生する廃棄物	<p>*災害時に対応が必要となる廃棄物の種類 ・リチウムイオン電池を「危険物」に追記する。</p>	資料2
	<p>*有害物の発生源となるおそれのある施設等 □有害廃棄物の発生源となるおそれのある施設について、PRTR 法等を参考に必要に応じて整理する。</p>	
(2) 取扱いに配慮が必要な廃棄物	<p>★し尿等固形化物への対応【第3回議事概要 5】 ・し尿等固形化物は生活ごみや避難所ごみと同様に焼却処理であるが、運搬方法が異なることによる分別の必要性や保管場所について整理し記載する。 ★災害用トイレ設置後の回収【第3回議事概要 3.①】 ・設置後の回収を重視し、収集手配の判断が可能となる収集計画の整理をする。</p>	資料3

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
	<p>★優先対応【第2回議事概要 5】</p> <p>・災害廃棄物とし尿の各処理が円滑にできるような実用性の高いタイムラインを作成する。</p>	
第2編 災害廃棄物対策		
第3章 災害時の組織体制と指揮命令系統		
2. 災害廃棄物処理体制	<p>▼庁内体制の確立【ガイドライン P.6】</p> <p>【第1回議事概要 1.③】</p> <p>【第2回議事概要 3.①】</p> <p>・災害時の組織体制に建築・土木職等の技術職が必要であることを記載する。</p> <p>(災害廃棄物処理部門と土木部門が連携することで災害査定までが非常に円滑に進む。)</p>	資料4
	<p>★担当部署における必要人員数【第2回議事概要 1.②】</p> <p>☑各業務の担当部署における必要人数等を検討する。</p>	
	<p>*記録の重要性</p> <p>☑災害廃棄物処理業務の記録専任者の設置を検討する。</p>	
第5章 協力体制の構築		
	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <p>☑協定の発動条件を分かるように整理する。</p> <p>☑関係者（協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行う。</p> <p>☑災害廃棄物処理計画を民間事業者へ周知する。</p>	
1. 受援・支援に対する考え方	<p>★受援体制の構築</p> <p>・受援体制における連絡・指揮命令系統を整理する。</p> <p>☑支援での経験を受援計画にフィードバックする。</p>	資料5
	<p>★受援環境の整備【第2回議事概要 4】</p>	

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
	<p>☑災害廃棄物処理の業務区分や受援の可能性がある業務等について整理する。</p> <p>☑資機材、実務環境、宿泊、支援員各自が持参して欲しい身の回り品等について検討する。</p>	
3. 民間事業者との連携	<p>★協定発動の優先順位【第1回議事概要 4.②】</p> <p>☑複数の自治体と協定を締結している事業者における、協定発動の優先順位の確認を行う。</p>	
	<p>★協定先業者のスペックの整理【第1回議事概要 3.③】 【第1回議事概要 4.②】 【第3議事概要 2】</p> <p>・協定先事業者の保有車両・人材・技能、連絡順位の整理をする。</p>	
第6章 職員研修・訓練		
	<p>*実務経験者の整理</p> <p>☑災害廃棄物処理業務実務経験者をリストアップする。</p>	資料6
第7章 市民への広報・啓発		
1. 平時の啓発	<p>★住民の啓発と「自助・共助」【第1回議事概要 2.②】 【第1回議事概要 3.④】 【第1回議事概要 4.③、④】</p> <p>・「自助」や「共助」の必要性について記載する。</p>	
第9章 生活ごみ及び避難所ごみの処理		
5. 収集運搬体制	<p>★協定先業者のスペックの整理【第1回議事概要 3.③】 【第1回議事概要 4.②】</p> <p>・協定先事業者の保有車両・人材・技能を整理する。</p>	
第10章 し尿等の処理		

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
(3) 本市の役割	<p>*県と市の役割</p> <p>・仮設トイレ設置後のし尿収集について県と市の役割を整理する。</p>	
エ 浄化槽の復旧及び仮設住宅浄化槽の設置	<p>★浄化槽へのマンホールトイレ設置【第2回議事録 2.①】</p> <p>☑浄化槽にマンホールトイレ設置後の行政側の運用方法について整理をする。</p>	
4. 災害用トイレの確保状況	<p>★災害用トイレ設置後の回収【第3回議事概要 3.②】</p> <p>・避難所での災害用トイレ設置状況を、災害対策本部・廃棄物対策本部及び避難所において共有する体制を記載する。</p> <p>☑収集の手配の判断について、廃棄物対策本部等でも行えるように汲み取り（回収）計画について、許可業者等とともに検討する。</p>	
(3) マンホールトイレの整備	<p>★環境部局の役割【第3回議事概要 3.④】</p> <p>・汲み取り・処理・連携について整理し記載する。</p>	
5. 収集運搬体制	<p>★協定先業者のスペックの整理【第1回議事概要 3.③】</p> <p>【第1回議事概要 4.②】</p> <p>・協定先事業者の保有車両・人材・技能を整理する。</p>	資料7
6. 処理	<p>★し尿等固形化物への対応【第2回議事概要 2.④】</p> <p>☑高知市清掃工場での焼却処分について整理する。</p> <p>☑含水率が高いため、焼却効率を低下させることへの対策について検討する。</p> <p>*域外処理の場合受け入れ確認</p> <p>☑域外処理となる際の施設によっては受入不可・制限付き受け入れとなる場合についての対策を検討する。</p>	
第11章 災害廃棄物処理		
4. 災害廃棄物発生量の推計	<p>▼災害廃棄物発生量の推計目的【ガイドライン p.8】</p> <p>・フェーズに応じた災害廃棄物発生量推計の目的について記載する。</p>	資料8

▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項

★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項

*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項

☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項

・：補足等

現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
6. 仮置場の種類・選定基準・必要面積	<p>▼一次仮置場から二次仮置場への移行【第3回に向けて⑧】</p> <p>☑市町村の一次仮置場と県の二次仮置場として想定する場所が重複することが想定される場合には、補助制度及び経理処理の整理のため、事前協議の必要性について検討する。</p> <p>(搬入が一時的に止まる等、現場レベルで困難が生じる恐れがある。)</p>	資料9
7. 一次仮置場の設置・管理運営	<p>▼仮置場の管理・運営【ガイドライン p.15～16】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 仮置場で必要な作業や職員の役割、<u>必要人数</u>を記載する。・ 受付での留意事項や便乗ごみ対策を整理する（最低1名は被災自治体職員を仮置場へ配置する）。・ 必要人員の確保方法や民間事業者の活用について検討する。・ 必要な資機材、管理に必要な重機等の調達先や支援要請先を記載する。・ 夜間の不法投棄対策、火災予防措置、安全管理の方法を記載する。 <p>☑仮置場の管理・運営に関して、災害支援協定締結事業者等との事前調整について整理する。</p>	
	<p>★委託の位置付け【第3回議事概要 4】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市直営か委託かで手順が分岐する点をフロー上で示す。	
12. 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）	<p>▼建築・土木部門との連携【ガイドライン p.6】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害時には公費解体が必要となり、解体単価の設定等を含め、建築部門との連携が不可欠となる部分について整理する。 <p>★被災浄化槽の取り扱い【第2回議事概要 2.③】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 処分先の受け入れ条件や FRP 処分方法について整理する。	

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
	<p>*建築・土木部門との連携</p> <p>・解体単価の設定等を含め、建築・土木部門との連携が不可欠となる部分について整理する。</p>	資料 10
14. 風水害における災害廃棄物の特徴	<p>★水害のタイムライン【第1回議事概要 4.①、③】</p> <p>・水害には災害対応準備期が存在し、水が引いた後は片付けごみの排出が早いことを記載する。</p>	資料 3
	<p>★水害廃棄物の特徴【第1回議事概要 2.①】</p> <p>【第1回議事概要 4.③】</p> <p>・粗大ごみ、生活ごみ及びし尿等について記載する。</p>	資料 11
関係機関の連絡先		
(4) 協定締結先	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <p>・災害支援協定締結先の支援要請先（連絡先窓口を含む）及び支援の内容を記載する。</p>	
<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
【提案】 追加を検討する内容	事項、ポイント	資料
第10章 し尿等の処理		
●. (し尿等) 固形化物	<p>*特性</p> <p>・公衆衛生の確保に配慮し、適正処理が必要であることを記載する。</p>	

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
【提案】 追加を検討する内容	事項、ポイント	資料
	<p>*取り扱い、保管、運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみとして取り扱うことや保管方法について検討する。 ・早期に収集・運搬する体制を検討する。 	<p>資料 2 資料 7</p>
<p>●. (し尿処理等) 関係者との連携</p>	<p>*関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑簡易トイレや協定に基づく仮設トイレの設置・汲み取り計画の整備を検討する。 ☑し尿の収集運搬について、地元業者が複数市町村にまたがり許可を受けている場合について、調整方法を整理する。 ☑現状ではし尿収集業者の各団体が独立して活動しているため、団体間調整について検討する。 ☑仮設トイレやバキューム車の到着が大幅に遅延する際に講ずる対応策について検討する。 ☑収集車両の燃料の確保について検討する。(能登では、運搬車両の燃料が十分に確保できなかった事例があった。) 	
<p>第 11 章 災害廃棄物処理</p>		
<p>● 片付けごみ</p>	<p>▼片付けごみ対応【ガイドライン p.11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの回収方法（住民が仮置場に直接搬入、自宅敷地内に排出後に自治体が回収、地域で集積所を設置・管理し自治体が仮置場まで運搬等）を災害の種類や規模ごとに検討する。 ・無管理の集積所が発生した場合の対応方法について整理する。 ・自治体が回収する場合の体制構築方法を検討する。 ・高齢者や運搬車両を所有していない人の片付けごみの収集方法を検討する。 	<p>資料 12</p>
<p>● 災害廃棄物処理実行計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時と風水害発生時における実行計画に必要な事項と適宜見直しを行う事項を取りまとめて記載する。 	<p>資料 13</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
【提案】 追加を検討する内容	事項、ポイント	資料
第●章 事務委託		
	<p>★事務委託の判断【第3回議事概要 6】</p> <p>☑委託の判断基準を検討する。</p> <p>★議会決議の期間への対応</p> <p>☑事務委託（議会議決が必要）発動までに要する2～3ヶ月の期間における対応策を整理する。</p>	資料 14
第●章 事業費管理（補助金と災害報告書作成）		
● 災害廃棄物処理事業補助金と関連業務	<p>*補助金</p> <p>・災害等廃棄物処理事業補助金と廃棄物処理施設災害復旧事業補助金について参考となるHP及びURLを記載する。</p>	
	<p>*災害報告書の作成</p> <p>・災害査定の備えに必要な災害廃棄物処理時の事項を記載する。</p> <p>・発災後からの記録を（1日1行程度のメモ書きであっても）必ず残すことを記載する。</p> <p>☑「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」（高知県HP）についての記載を検討する。</p>	資料 15

7.2 現行処理計画における確認及び検討のポイント

高知市の現行処理計画の構成は表 7-2 に示すとおりであり、ガイドライン、意見交換会等の意見に基づき、骨子（案）において確認及び検討する事項が発生する現行処理計画の章及び項を着色して示している。

表 7-2 現行処理計画の構成

第1編 総則	第1章 背景及び計画策定の目的	
	第2章 計画の位置付け	
	第3章 対象とする災害	1 風水害
		2 地震・津波災害
		3 高知県全体の被害想定
	第4章 対象とする廃棄物と種類と特性	
第5章 災害廃棄物の概要		
第6章 災害廃棄物処理の基本方針		
第2編 災害廃棄物対策	第1章 災害廃棄物対策に関するこれまでの取組	
	第2章 一般廃棄物処理施設等の状況及び災害対策	
	第3章 災害時の組織体制と指揮命令系統	1 災害対策本部設置基準及び参集基準
		2 災害廃棄物処理体制
		3 災害廃棄物対策における役割と業務内容
		4 各役割の業務フロー
	第4章 情報収集・連絡手段	1 情報の収集
		2 情報の連絡手段
		3 国・県への報告及び情報収集
	第5章 協力体制の構築	1 受援・支援に対する考え方
		2 県内広域ブロック協議会での取組
		3 民間事業者との連携
	第6章 職員研修・訓練	
	第7章 市民への広報・啓発	1 平時の啓発
		2 発災後の広報
第8章 災害ボランティアとの連携	1 平時の連携	
	2 発災後の連携	
	3 関係機関の役割分担・連携	
第9章 生活ごみ及び避難所ごみの処理	1 被災状況等の把握	
	2 災害時ごみ収集計画	

		3 避難所における分別・管理
		4 生活ごみ及び避難所ごみの発生量の推計
		5 収集運搬体制
		6 処理
	第10章 し尿等の処理	1 被災状況等の把握
		2 汚水処理施設の状況
		3 避難所におけるし尿発生量等の推計
		4 災害用トイレの確保状況
		5 収集運搬体制
		6 処理
	第11章 災害廃棄物処理	1 災害廃棄物処理実行計画の策定
		2 災害廃棄物の処理の流れ
		3 選別・処理・再資源化の方法
		4 災害廃棄物発生量の推計
5 災害廃棄物の収集運搬		
6 仮置場の種類・選定基準・必要面積		
7 一次仮置場の設置・管理運営		
8 二次仮置場の設置・管理運営		
9 災害廃棄物処理施設の処理可能量		
10 仮設処理施設の設置		
11 最終処分		
12 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）		
13 環境モニタリング		
14 風水害における災害廃棄物の特徴		
第3編 計画の 推進	第1章 必要な事前対策と進捗管理	
	第2章 残された課題と対応	
関係機関の連絡先		
(再掲) 第2編 第3章 4 各役割の業務フロー 拡大版		

注：着色は骨子（案）での確認及び検討する項目を示す。

7.3 基礎データの整理

7.3.1 地形・地勢

高知市は四国南部のほぼ中央に位置し、市の北部には急峻な四国山地があり、標高1,176mの工石山を有する山地が東西に連なっている。また、南部では丘陵地帯が浦戸湾を挟んで東西に連なっている。これらの山地、丘陵部は市の西端部でつながり、三方を山地、丘陵部に囲まれた形で高知平野が開けている。

表 7-3 高知市の地勢

経緯度		最長距離		面積
東経	北緯	東西	南北	
133 度 31 分 53 秒	33 度 33 分 32 秒	21.49 km	24.83 km	309.00 km ²



図 7-1 高知市 WebGIS 航空写真（令和2年：2020年）

出典：高知市の都市計画 2023

7.3.2 気候

高知市における過去5年間の気象概要を表 7-4 に、過去5年間の月別平均降水量・平均気温を図 7-2 に示す。本市は太平洋側に位置し、温暖湿潤な気候を有する。年間降水量は約 2,800mm と全国的にも多く、特に5月は約 500mm を超えるなど梅雨期の降水が顕著である。

表 7-4 気象概要

	年平均気温 (℃)	日最高 平均気温 (℃)	日最低 平均気温 (℃)	年間降水量 (mm)
R2年	17.8	22.7	13.6	3,238.5
R3年	17.6	22.6	13.4	3,121.0
R4年	17.7	22.7	13.5	2,025.5
R5年	17.9	22.8	13.8	2,783.0
R6年	18.7	23.5	14.7	2,577.0
平均値	17.9	22.9	13.8	2,749.0

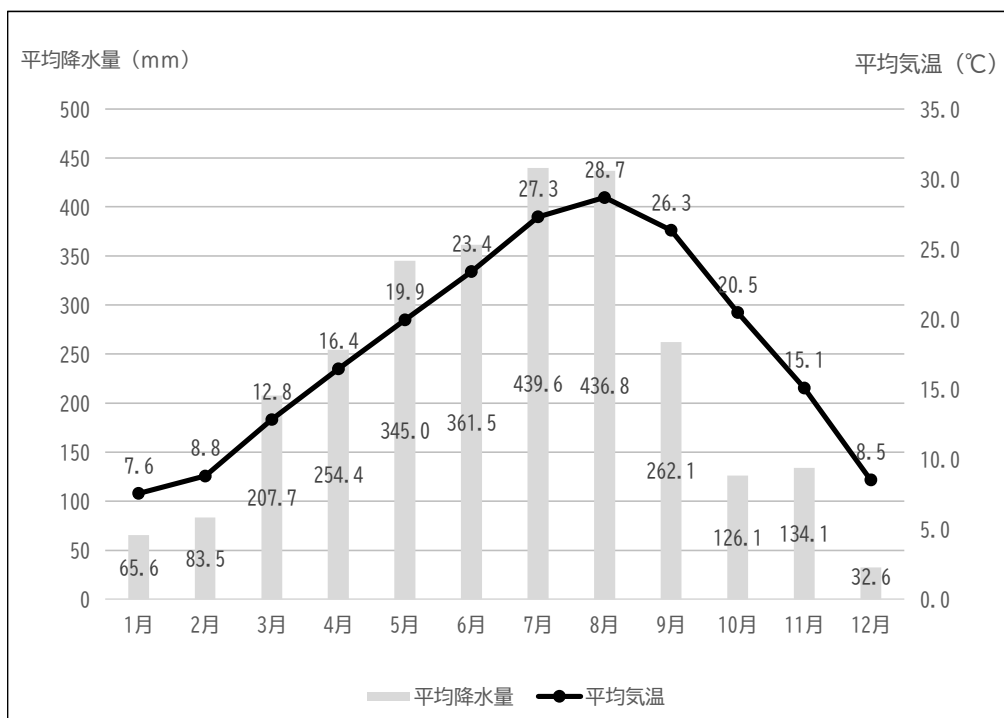


図 7-2 月別合計降水量・平均気温(R2~R6年)

出典:気象庁(高知地方気象台)

7.3.3 その他基礎データ

高知市における産業統計・土地利用、人口統計・市町要覧等の基礎データ表 7-5 に整理した。

表 7-5 高知市における基礎データの整理

項目		データ		出典
概況	面積	309.00 km ²		高知市統計 (高知市ホームページ)
	人口	310,029 人		高知市人口 (年齢別：3 区分) (令和 7 年 4 月 1 日現在)
	高齢化率 (65 歳以上)	31.3 %		
土地利用率	田	2,246.5 ha	11.7 %	「令和 7 年度版 高知県統計書」 (令和 6 年 1 月 1 日現在)
	畑	1,374.4 ha	7.2 %	
	宅地	3,098.4 ha	16.2 %	
	池沼	4.9 ha	0.0 %	
	山林	11,774.6 ha	61.5 %	
	原野	170.4 ha	0.9 %	
	鉄軌道用地	22.4 ha	0.1 %	
	その他	465.5 ha	2.4 %	
主要交通		国道 32 号、55 号、 高知自動車道		—
産業	農業産出額	164.7 億円		「わがマチ・わがムラ (農林水産 省ホームページ)」 (令和 5 年市町村別農業産出額 (推計))
	製造品出荷額	2,172.6 億円		「令和 7 年度版 高知県統計書」 (令和 5 年経済構造実態調査：製 造業事業所調査)
	小売業商品販売額	3,77.1 億円		「令和 7 年度版 高知県統計書」 (令和 3 年 6 月 1 日現在)
想定災害		南海トラフ巨大地震 (L1、L2) 「'98 高知豪雨」(平成 10 年 9 月集中豪雨)		

7.4 事前アンケートの実施

関係者間における意見交換会のスムーズで実効性の高い運営に資することを目的に、事前アンケートを実施し、処理計画改定に参考となる事項（現行処理計画策定後の更新情報、処理計画改定に関する課題、被災経験自治体への質問事項等）について把握するための調査を行った。事前アンケートの結果を表 7-6 に示す。

表 7-6 事前アンケートの結果

No.	項目	質問	市回答
1	災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	現計画策定後に、更新された情報（被害想定、庁内組織体制、収集運搬体制、廃棄物処理の受入先、仮置場候補地の変更・追加、新たな協定の締結等）はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県警備業協会 大規模災害時における交通誘導警備業務に関する協定書（R6.3.6）
2	災害廃棄物処理計画策定後に新たに講じた対策	現計画策定後に、新たに講じた対策（マニュアルの作成、訓練・研修の実施等）はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市地域防災計画（令和6年度更新） ・高知県が事務局の広域ブロック協議会が実施する訓練、研修への参加 [R4_図上訓練、R5_災害廃棄物対応訓練（実動訓練）、R6_災害廃棄物仮置場設置・運営訓練（いの町）、公費解体に関する研修会、災害トイレ見学会 等] ・災害廃棄物仮置場～ワークショップ～ ※本市環境部職員主体 ・高知市総合防災訓練～災害廃棄物仮置場設置運営訓練～ ※本市環境部職員主体
3	訓練・研修における課題認識	災害廃棄物に関する各種訓練や研修に参加した際に、疑問や不安に感じたことはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理について未経験の職員が多いため、初動対応時に向けて事前準備をどの程度する必要があるのか。 ・支援受援自治体間における資機材の準備・移動と情報共有に関する訓練は図上訓練のみであるが、発災時、図上訓練で検討する計画どおりにスムーズに連携できるのか。

No.	項目	質問	市回答
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害補助金や公費解体に関する知識を有する職員が少ないため、初動期における事務処理運営がスムーズにできるのか。 ・ 災害廃棄物仮置場設置場所についての住民への広報手段 ・ 民間事業者との連携における具体的方法と事務作業の確認が不十分。 ・ 初動期の仮置場対応
4	災害廃棄物処理計画策定後の被災経験・支援経験	現計画策定後に、被災した災害と災害廃棄物対策に関する事例、支援を行った事例等はあるか。	<p>○令和6年度 能登半島地震 派遣職員総数：33名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期派遣：令和6年1月～5月 31名 <p>派遣内容：罹災証明書発行及び住宅被害調査、避難所運営支援業務、仮設入居申請の書類審査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期派遣：令和6年4月1日～ 2名 <p>派遣内容：浄化槽・コミプラ等の災害復旧工事の設計 積算・工事監督業務等</p> <p>下水道復旧工事（災害査定、工事発注、監理、積算処理等）</p>

No.	項目	質問	市回答
5	災害廃棄物処理計画の認知度と共有状況	<p>既存の災害廃棄物処理計画が、廃棄物担当部署内で共有されているか、他部署との連携が図られているか、また自治会や地域住民に対して、通常の生活ごみとは区分して管理される必要性が認知されているか。</p>	<p><処理計画が部署内外で共有・連携されているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境部全職員を構成員とする「災害廃棄物処理計画推進委員会」を開催し、災害廃棄物処理における検討・協議を行うことで、各課でも情報共有ができるようにしている。 ・令和6年度は、他部署が主催する訓練に参加し、環境部として災害廃棄物処理計画に基づいた「災害廃棄物仮置場設置運営訓練」を実施。実動経験を通じて、本市環境部職員の災害時における能力向上を図った。 ・課題としては、本市他部署と連携した実動訓練は未実施であるため、初動期などにおいて防災無線などを通じての連携体制がうまく構築できるのか。 <p><自治体や地域住民に対するごみの区分管理の必要性についての認知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月に「災害時のごみの出し方」についてHPで公表、令和7年6月に本市一部町内会の総会において「災害時のごみのこと」に関する講習を実施したが、自治会・町内会への直接的な情報発信ができていないことが課題となっている。
6	実行性の確保に必要な事項	<p>災害時に発生する廃棄物への対応に関して、以下の事項について、処理計画に記載がなくとも県及び市で検討が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後の広報・情報揭示の場所（住民への周知方法） ・住民仮置場（地域集積所）や管理されていない集積所（いわゆる勝手仮置場）への対応 	<p>○発災後の広報・情報揭示の場所（住民への周知方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後は、防災行政無線、緊急速報メール、チラシ、ホームページ、SNS、広報紙、各種報道等、様々な媒体を活用し、災害ごみの処理、公費解体の案内等の広報を行う。また、広報チラシに記載するQRコードにリンクするホームページの変更なども行う。

No.	項目	質問	市回答
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、災害廃棄物の実務的な対応策 	<p>○住民仮置場（地域集積所）や管理されていない集積所（いわゆる勝手仮置場）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民用仮置場とは、自治体が設置を認知し、設置場所の管理や分別の指示、見回りや搬出入の管理ができているなど、自治体が適切に管理した被災地近くの暫定の集積所を指す。 ・片付けごみの分別区分、仮置場の場所、開設日時、災害廃棄物等の処理について、市民及びボランティア等へ広報を行い、勝手仮置場の発生防止に向けた取組を行う。 ・発災後の住民仮置場（地域集積所）における各地区長との設置検討・判断体制が課題 <p>○その他、災害廃棄物の実務的な対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時の初動期において、迅速な対応が求められる一次仮置場の設置について、具体的な協議を行った。
7	災害廃棄物処理計画改定に関する課題	現計画策定後か。	<ul style="list-style-type: none"> ・処理計画策定後、被災事例がないが、過去に処理計画に基づく行動ができた自治体はあるのか、また能登半島地震などでマニュアルはどのくらい活用できたのか知りたい。 ・能登半島地震などの事例に基づいた公費解体・災害補助金に関する事務手続きについてのフロー図の作成 ・他自治体からの支援時における受援体制と事務手続きについての流れの確認。 ・支援自治体からの資機材のリストの課題認識、被災経験を経て感じた課題・教訓等はある化と受援側の必要資機材数の算出。

No.	項目	質問	市回答
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置場の選定条件について
8	災害廃棄物処理経験のある自治体への質問事項	地震及び水害・土砂災害の被災経験のある自治体への質問事項はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・受援時の受け入れ態勢について ・公費解体・災害補助金に関する事務手続きについて ・復旧・復興に向けた広報体制 ・平時からの人材育成と必要な知識 ・勝手仮置場を発生させないための取組とその効果 ・平時から準備しておくべき事項（資機材・書類・広報など） ・仮置場閉鎖後の事務処理の流れと必要費用 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレなどの各避難所における配備数の算出方法と、配備後の実態について
9	本業務での追加調査・検討要望事項	本業務で実施を希望する追加調査・検討要望事項はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の事業者との連携は、災害廃棄物処理においても重要だと思うが、その点を具体的に計画へ反映している自治体があれば、内容等をご教示願いたい。

7.5 関係者間における意見交換会の開催

意見交換会は、高知市（担当部署及び関係部署）、事業者、高知県、環境省の出席のもと開催し、高知市における課題等の発表及び情報提供等を行った上で、意見交換を行った。意見交換会の内容について、以下に示す。

【高知市第1回意見交換会 議事概要】	
日時	令和7年11月12日（水） 14：30～16：00
1. 収集体制の課題	
<ul style="list-style-type: none">① 改定にあたり、収集運搬に重点を置きたい。② 改訂にあたり、「どのタイミングで」「どの手段で」「どこまで整理しておくべきか」をフローや表で分かりやすく示したい。③ 発災後、速やかに避難所やケア施設の被災状況を確認し、防災関係機関や災害対策本部と情報共有を行う。④ 集積場から一次仮置場への搬出は高知市の直営の人員だけでは対応できない懸念があり、高知市と提携している建設業界等の協力が第一になる。⑤ 協定の実効性や発動条件、（道路啓開との兼ね合いも含めた）対応してもらう優先順位を事前に確認する必要がある。⑥ 災害ごみを決められた集積場以外に、極力排出させないようにしたい。	
2. 仮置場と収集方法	
<ul style="list-style-type: none">① 改訂にあたり、水害時に急増する「片付けごみ」の対応については、具体化する余地がある。② 仮集積場にごみを集める際、住民が勝手に異なる場所に排出する可能性が高いため、周知を強化する必要がある。 ごみが散乱しないよう、住民への啓発とマナー向上が必要である。③ ごみ出し困難者への行政からの支援やボランティアの活用について、環境省からアドバイスがあった。	
3. し尿処理や仮設トイレの問題について	
<ul style="list-style-type: none">① 仮設トイレや簡易トイレの設置後の収集方法の計画が重要である。② 処理施設が稼働していれば処理は問題ないが、収集・運搬車両（パッカー車）が不足する懸念がある。③ し尿等固形化物の運搬車両（平ボディ車）の確保が困難である。④ し尿の取り扱いや処理に関するトレーニングや啓発活動が必要で、特にマナー教育を強化する必要がある。	

【高知市第1回意見交換会 議事概要】

日時

令和7年11月12日(水) 14:30~16:00

4. 矢守教授のコメント

- ① 「'98高知豪雨」級の被害(市内の一部被災~かなり広域被災まで)と、南海トラフ地震(最大規模~安政地震級など)では対応が大きく変わるため、まずは対策を積み上げやすい「'98高知豪雨」級を起点に、南海トラフも含めた3つ程度の代表シナリオに絞って「可能/不可能」を整理して検討を進めるべきであり、長期浸水(最長1ヶ月)まで一度に考えるのは別シナリオとして切り分けるのが現実的である。
- ② 災害廃棄物やし尿処理は、初動期に人命救助等が最優先となる中で、道路啓開・運転手・車両・燃料の制約を強く受ける。燃料については、平時から医療・救急対応との競合を前提にした調整が不可欠である。そのため、協定先業者の車両・人材・技能を整理した上で、地域や優先順位に応じた稼働順位を事前に定め、協定に基づき柔軟に運用できる枠組みを構築しておく必要がある。
- ③ 住民は被災直後、重く悪臭を伴う家財を早急に片付けたい心理から路上放置を行う可能性が高いため、啓発だけに頼らず「勝手に置かれる」ことを前提とした対応計画が重要である。
その上で、ボランティアや地域仮置場を活用した訓練を行い、車両誘導や積込み手順を可視化・広報するなど、協定に基づく柔軟な地域対応の枠組みを平時から整えておく必要がある。
- ④ し尿処理では簡易トイレが極めて重要であり、回収まで数日~数週間要することを前提に、住民自身が使い方や防臭対策(身近な資材の活用等)を理解し、賢く対応する「自助」の意識を高める必要がある。
あわせて、仮集積場の設置やルール遵守を住民と共有し、子ども世代からの啓発を含めて、自助を計画に明記することが実効性向上に不可欠である。

【高知市第2回意見交換会 議事概要】

日時

令和7年12月23日(火) 13:00~15:00

1. 災害廃棄物処理計画の現状と課題

- ① 現行計画について「'98高知豪雨」以降、被災事例がなく、計画の実動確認が不足している。
- ② 体制やフロー図は存在するが、そのフローについて、人数的な確認が必要である。
特に災害時に十分な人数で対応可能か、業務量に見合った人員が確保されているかについて確認が必要である。
南海トラフ級の災害時、県内他自治体への支援が遅れる可能性があり、高知市の余力や応援職員の役割分担について検討することが提案された。
他自治体からの支援が難しくなる可能性が高いため、高知市単独での対応が求められることを想定する。
- ③ 「'98高知豪雨」等での収集体験から、分別が十分でない混廃状態が発生したことが反省点として挙げられた。被災現場から災害ごみを積み込む段階や、仮置場運営や搬出の際における分別が必要である。

2. 災害時の仮設トイレ設置と対応

- ① 仮設トイレの設置・運営計画を事前に整備し、非常時の連携強化と情報の共有が必要である。
- ② 避難所として指定されている施設の浄化槽について設置状況を整理する。
- ③ 使用不可能となった被災浄化槽を処分する際の受け入れ条件やFRP処理方法の確認が必要である。
- ④ 大量の(し尿等)固形化物を焼却処理することを想定した場合、燃焼温度の低下などの恐れがあり高知市清掃工場での対応可能かどうか懸念される。

3. 災害時の収集体制の確保

- ① バキューム車や収集車両が通行するために、倒壊家屋撤去等の道路啓開と連携が重要である。
- ② 地元での円滑な収集を進めるため、住民に避難所での車両駐車位置や仮置場や集積場に関する明確な指示と広報活動を強化する必要がある。

4. 受援計画の見直しと強化

- ① 受援体制において、協定先との連携や支援の優先順位を事前に確認し、支援が迅速に行える環境づくりを整備することが重要である。
- ② 外部から来る支援者に対し、支援しやすい環境を提供し、支援者側の不安や不満を解消するための事前準備や施策が求められる。

5. 矢守教授のコメント

し尿処理について、災害後72時間内にし尿処理を優先し、災害ごみと時差を設けて優先的に対応すべきである。

【高知市第3回意見交換会 議事概要】

日時

令和8年1月20日（木） 15:00～16:30

1. 受援計画

- ① 受援体制は計画本文で詳細化せず、内部対応で整理・保有する前提とする（受援時に使用する施設、受援者に依頼する業務内容等）。
- ② 受援に関する指揮命令系統については最低限整理する（受援の責任者、受援者へ具体指示を行う者）。必要に応じ図で示す。
- ③ 受援者に依頼し得る業務内容は、計画本文ではなく、箇条書き等で内部資料として整理する方向を検討する。

2. 協定先事業者の保有車両・人材・技能の整理

「協定先事業者の保有車両・人材・技能の整理」は、計画本文に書き込まず内部資料で管理する案を基本としつつ、以下の事項は骨子（案）に位置付けることを検討する。

- ・ 協定発動時の優先順位
- ・ 協定先事業者への連絡順位
- ・ 依頼内容（どの業務をどの事業者依頼するか）の整理方針

上記事項を計画本文に書くか、別表（差し替え運用可能な形）にするかは市の判断とする。

3. 仮設トイレ

- ① 仮設トイレは「設置基数の事前確定」よりも「設置後の回収」を重視し、回収計画（収集手配の判断が可能となる整理）を骨子（案）で位置付ける。
- ② 避難所での仮設トイレ設置状況（どこに何基設置したか）を、防災部局・避難所・環境部局で確実に共有する体制を、計画の中で明記する。
- ③ 仮設トイレの設置場所は防災部局所管であることを踏まえ、骨子（案）の書きぶりを「環境部局が管理する事項（くみ取り・回収・処理、連携）」中心に修正する。
- ④ マンホールトイレについても所管（防災対策部・下水道部局）を踏まえ、骨子（案）のチェック項目を所管外の実施事項ではなく、環境部局の役割（くみ取り・処理・連携）に整理し直す。

4. 一次仮置場

一次仮置場の運営管理について、市直営か委託かで手順が分岐する点をフロー上で示すこと（委託の位置付けを明確化）が有効である。

5. し尿処理

- ① し尿固化物は、誤解を招かないよう「適正管理・適正処理を前提」とした特性の整理を骨子（案）に追記する（衛生配慮、含水率等による焼却時配慮、分別・管理の必要性等）。

【高知市第3回意見交換会 議事概要】

日時

令和8年1月20日（木） 15：00～16：30

- ② し尿固形化物の分別処理の既往事例（袋色分別等）は、参考資料として掲載する方向で骨子（案）に位置付ける。

6. 事務委託

- ① 事務委託の「判断基準」を固定的に書き込み過ぎず、「一定の状況で検討を開始する」程度の概要記載にとどめる整理とする（ケースバイケース、県市協議で判断）。

7. 災害査定

具体手順は国・災害廃棄物処理に係る「市町村行動マニュアル 資料」（高知県 HP）参照。

7.6 高知市資料集

表 7-7 資料の出典元情報

資料番号	出典名及び URL
1-1	「東京都北区災害廃棄物処理計画」(令和7年3月) p.20~23 https://www.city.kita.lg.jp/city-information/policy/1018355/1018356/1002102/1002113.html
1-2	「水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック」(環境省) p.5 https://kyushu.env.go.jp/content/000127341.pdf
2	「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」(環境省 令和6年3月31日) p.8、11 https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00002.html
3	題⑤ 浄化槽に係る災害対応について(環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 令和6年7月26日) p.6 https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20240726_gidai05.pdf
4	「水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック」(環境省) p.11 https://kyushu.env.go.jp/content/000127341.pdf
5-1	【参 22】 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(内閣府(防災担当) 平成29年3月) p.24 https://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf
5-2	「環境省における災害廃棄物対策の取組について」(環境省 令和7年9月) p.22 https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/d_waste_net/pdf/symposium_2509_06_lecture_02.pdf
5-3	「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画(広域連携計画)」(環境省 災害廃棄物対策四国ブロック協議会 令和4年3月) p.20 https://chushikoku.env.go.jp/shikoku/recycle/post_6.html
5-4	【技 12】 被災地でのボランティア参加と受入 p.25、26 https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/043_gil2.pdf
6	「(宮城県) 仙台市災害廃棄物処理計画」(令和6年4月) p.33 https://www.city.sendai.jp/kikakukehatsu/disaster_waste.html
7-1	「東京都北区災害廃棄物処理計画」(令和7年3月) p.60 https://www.city.kita.lg.jp/city-information/policy/1018355/1018356/1002102/1002113.html

資料 番号	出典名及び URL
7-2	「(群馬県) 大泉町災害廃棄物処理計画 一部改訂」(令和7年3月) p.37 https://www.town.oizumi.gunma.jp/s024/gyosei/010/010/040/saigaihaikibutsu-plan-R7.pdf
7-3	「(栃木県) 那須塩原市災害廃棄物処理計画」(令和2年9月) p.44 https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/material/files/group/14/sec5.pdf
8	災害廃棄物管理ガイドブック(一般社団法人廃棄物資源循環学会 編) 朝倉書店 p.29
9	「災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関するマニュアル」(福岡県 令和4年3月) p.3 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigaihaikibutsu-kariokiba.html
10	災害廃棄物管理ガイドブック(一般社団法人廃棄物資源循環学会 編) 朝倉書店 p.54
11-1	「(奈良県) 王寺町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月) p.16 https://www.town.oji.nara.jp/kakuka/jyuminfukushibu/jyumin/gyomuannai/keikaku/8388.html
11-2	「片付けごみ対応マニュアル(汎用版)(案)」(大阪府 環境省近畿地方環境事務所 令和5年3月) p.14 https://kinki.env.go.jp/content/000126033.pdf
12-1	「片付けごみ対応マニュアル(汎用版)(案)」(大阪府 環境省近畿地方環境事務所 令和5年3月) p.11 https://kinki.env.go.jp/content/000126033.pdf
12-2	【17-3】収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項 https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/055_gil7-3.pdf
	「もしもの時の災害廃棄物ハンドブック～新宿区災害廃棄物処理計画 概要版～」(令和2年3月) https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man/after_tokyo_shinjuku_city/after_tokyo_shinjukucity_summary_ja.pdf
13	「千葉県災害廃棄物処理計画～資料編～」(平成30年3月) p.41 https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/disaster/documents/saigaikei-shiryo-chiba.pdf
14	「災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き」(令和7年3月) p.2、11 https://kinki.env.go.jp/content/000309636.pdf
15	「災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き」(滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 環境省 近畿地方環境事務所 令和5年3月) p.18 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/330513.html

資料 1 - 1

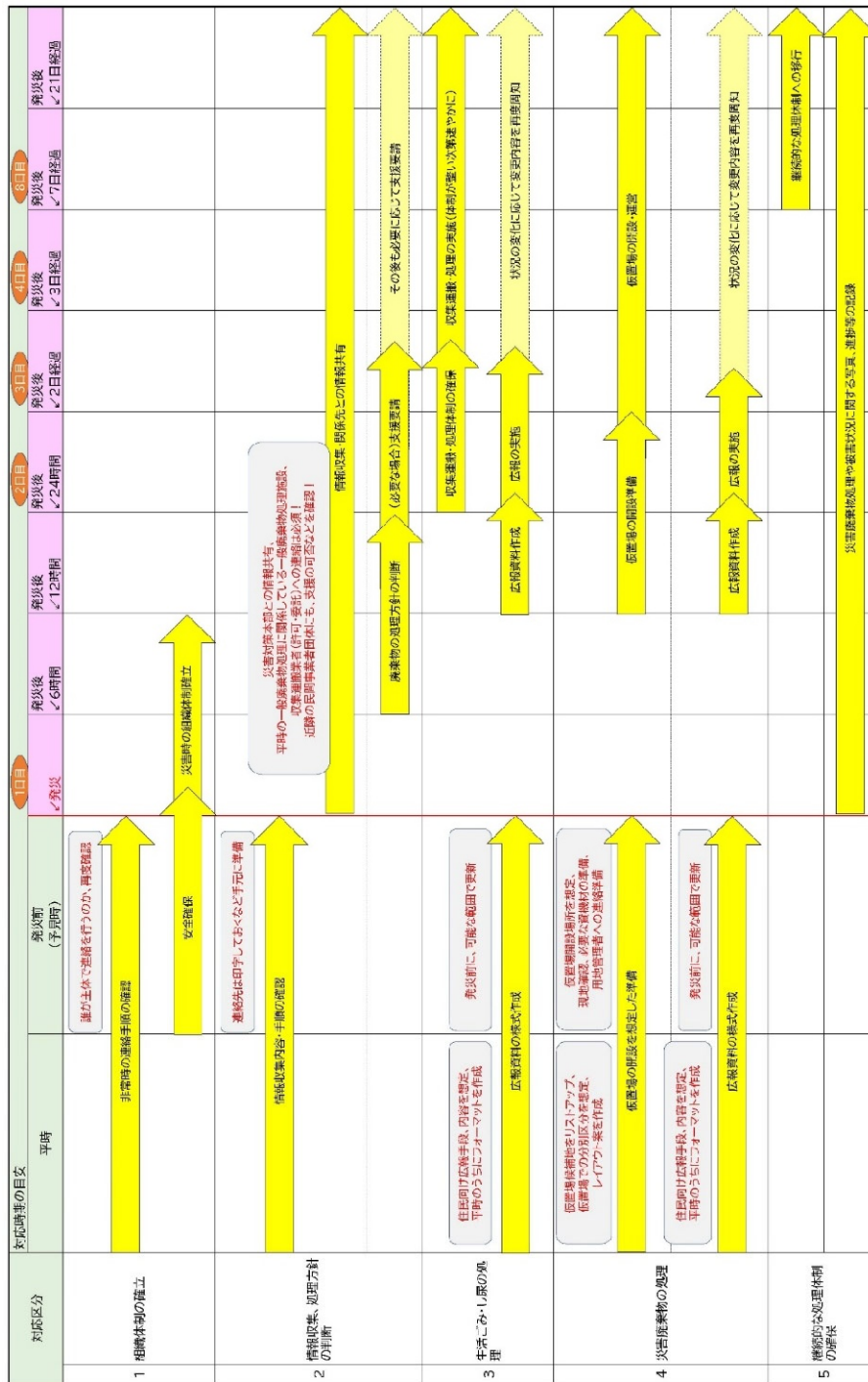
第1章 総則 第6節 災害廃棄物処理の流れ

<風水害>

時系列	取組事項
発災が予想される時	<p><清掃車等の避難準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮等）に備えて、情報収集体制がとられた場合、生活環境部（リサイクル清掃課・北区清掃事務所）は清掃車、資機材、地図等の退避準備等を検討する。 ・検討の結果、退避準備等が必要な場合は、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所は清掃車等の退避準備を職員に命じる。 ・休務日または閉庁時間帯においては、電話・メール等による参集準備を行う。 <p><清掃車等の退避></p> <ul style="list-style-type: none"> ・休務日及び閉庁時間帯に、区災対本部が高齢者等避難の呼びかけを行った時は、連絡を受けた要員はただちに北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所に参集する。 ・区災対本部が避難指示を出した時は、区災対本部と下記の場所について調整し、避難させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 北区役所第一庁舎 イ. 滝野川分庁舎 ウ. その他 ・清掃車両に限らず、高台避難を実施する可能性があるため、平常時より防災・危機管理課と調整を行う。 <p><職員の避難></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所の職員は区内高台へ避難する。 <p><水害時災害廃棄物処理計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害のうち、広域かつ大規模な被害が予想される荒川の氾濫想定に基づき、廃棄物の発生量及び収集・運搬方法等について計画を立てる。（今回、災害廃棄物処理計画に含む）
発災直後	<p><臨時清掃事務所の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区清掃事務所の機能が失われた時は、復旧までの間、浸水区域外で業務を行う。拠点については、遊休施設等を含め複数の候補地を検討していく。

出典：「東京都北区災害廃棄物処理計画」（令和7年3月） p.20～23

<https://www.city.kita.lg.jp/city-information/policy/1018355/1018356/1002102/1002113.html>



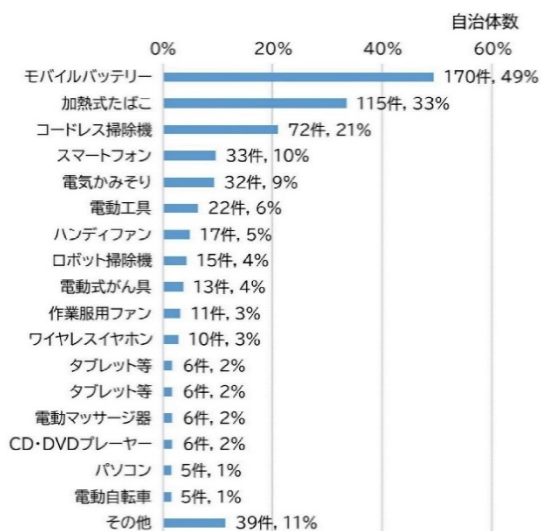
初動行動のタイムライン

出典：「水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック」（環境省） p.5
<https://kyushu.env.go.jp/content/000127341.pdf>

資料 2

2.2.2 火災事故等の原因品目

リチウム蓄電池等に起因した火災事故等が発生したと回答した 344 市区町村に火災の発生原因を質問したところ、モバイルバッテリーが 170 件と特に多かった。(図 2-9)



火災事故等が発生している市区町村:n=344

図 2-9 リチウム蓄電池等に起因した火災事故等の原因品目(MA)

出所)環境省「一般廃棄物処理実態調査」(令和6年度調査※令和5年度実績)より作成

【積極的な広報】

- 「**リチウム蓄電池**」は、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていない。このため、使用されている製品の品目を具体的に示して、リチウム蓄電池使用製品等の不適切なごみ区分への混入を防ぐべく周知すること。
- 収集・運搬中等の発煙・発火リスクを低減させるため、不要となったリチウム蓄電池等は、**電池切れの状態**で排出するよう周知すること。
- リチウム蓄電池の発火危険性を知らずに、誤って不適切なごみ区分に排出した場合、結果として、「**火災事故の原因となり、自治体のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性がある**」ため、自治体は住民に対して注意喚起を行うこと。

【積極的な広報に関する留意点】

- 火災事故等の主な原因品目である「モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機等のバッテリー、スマートフォン、電気かみそり、電動工具、ハンディファン、電動式玩具、作業服用ファン[※]」については、特に積極的に品目名を明示することが望ましい。
- 車載用等の大容量のリチウム蓄電池が搭載されている製品等で、メーカーによる全国的な回収ルートが構築されている製品については、住民に適切な回収ルートに乗せる方法を周知すること。
- 蓄電池の取り外しが簡単にできないリチウム蓄電池使用製品は、無理に取り外そうとすると発煙・発火の危険性があるため、分解せず、そのまま排出するよう周知すること。

注)火災事故等の主な原因品目は、令和6年度環境省「一般廃棄物処理実態調査」の結果より引用

出典：「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」（環境省 令和6年3月31日）

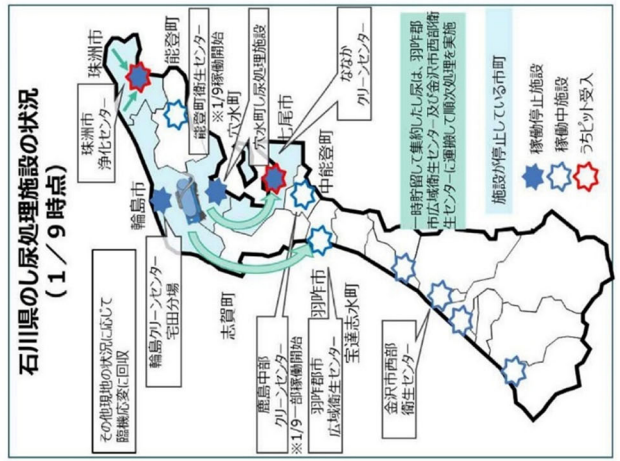
p. 8、11

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00002.html

避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について②



段階	課題	対応
<p>発災初期（1月上旬） 一時受入れ施設の活用、簡易トイレの回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災によりし尿処理施設が稼働/停止となったため、広域でのし尿処理が必要となった結果、輸送距離が長くなり輸送効率が低下。 避難所の簡易トイレから発生した固形ごみについても、回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）について、維持・徹底が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 停止中の施設の受入れタンクを一時受入施設として活用する他、下水処理場の活用により処理体制を整備し、パキユームカーの輸送効率を向上。 固形ごみについて、地元自治体のパキユームカーに加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣により回収を実施。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。



【使用後の簡易トイレの回収の流れ（イメージ）】



6

使用後簡易トイレと可燃ごみを袋の色分けによる分別

出典：議題⑤ 浄化槽に係る災害対応について（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 令和6年7月26日） p.6

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20240726_gidai05.pdf



庁内他部局とは、どんなことで連携が必要？

防災関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る各種情報共有 (被害状況、復旧状況、避難所開設状況など) ・他自治体等からの支援に関する総合調整
土木・建築関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の用地確保や整備等に係る事務 ・土木関係の発注事務 ・流入土砂、流木等への対応
下水道関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の下水道での受入 ・仮設トイレ関係
福祉関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア関係(社会福祉協議会との調整など)
財務関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・予算関係対応 ・補助金関係対応
市民関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報関係対応(ウェブサイトへの掲載など)
道路関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路障害物の撤去 ・道路の復旧

出典：「水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック」(環境省) p.11
<https://kyushu.env.go.jp/content/000127341.pdf>

資料 5-1

(3) 各班/課の業務担当窓口（受援）の配置

災害対策本部の各班や各課に業務担当窓口（受援）を配置する

解説

受援班/担当を設けても、災害対策本部の各班/課が、応援側の県・市町村・関係機関から応援を受ける上での調整が「ゼロ」になるわけではありません。むしろ、各班/課で担当している業務の特性に応じて、どのような人的・物的資源の応援を求め、さらには、応援側の担当者と受入れや役割分担について調整するなど、様々な対応が求められます。また、受援班/担当への応援受け入れ状況などの報告も不可欠です。

各班/課の業務担当窓口(受援)を明らかにしておくことが望まれます。

ポイント 被災市町村における「業務担当窓口(受援)」の主な役割を整理する

1 受援に関する状況把握

- 業務における人的・物的資源ニーズをとりまとめる(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、応援が必要か)
- 業務における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、応援を受けているか)
-

2 資源の調達・管理

- 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する
- 業務担当班・課の中で、庁内職員(被災市町村職員)と応援職員の業務分担を明らかにする
- 業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる
- 今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする

3 受援班/担当への報告

- 1でとりまとめた結果を、受援班/担当に報告する

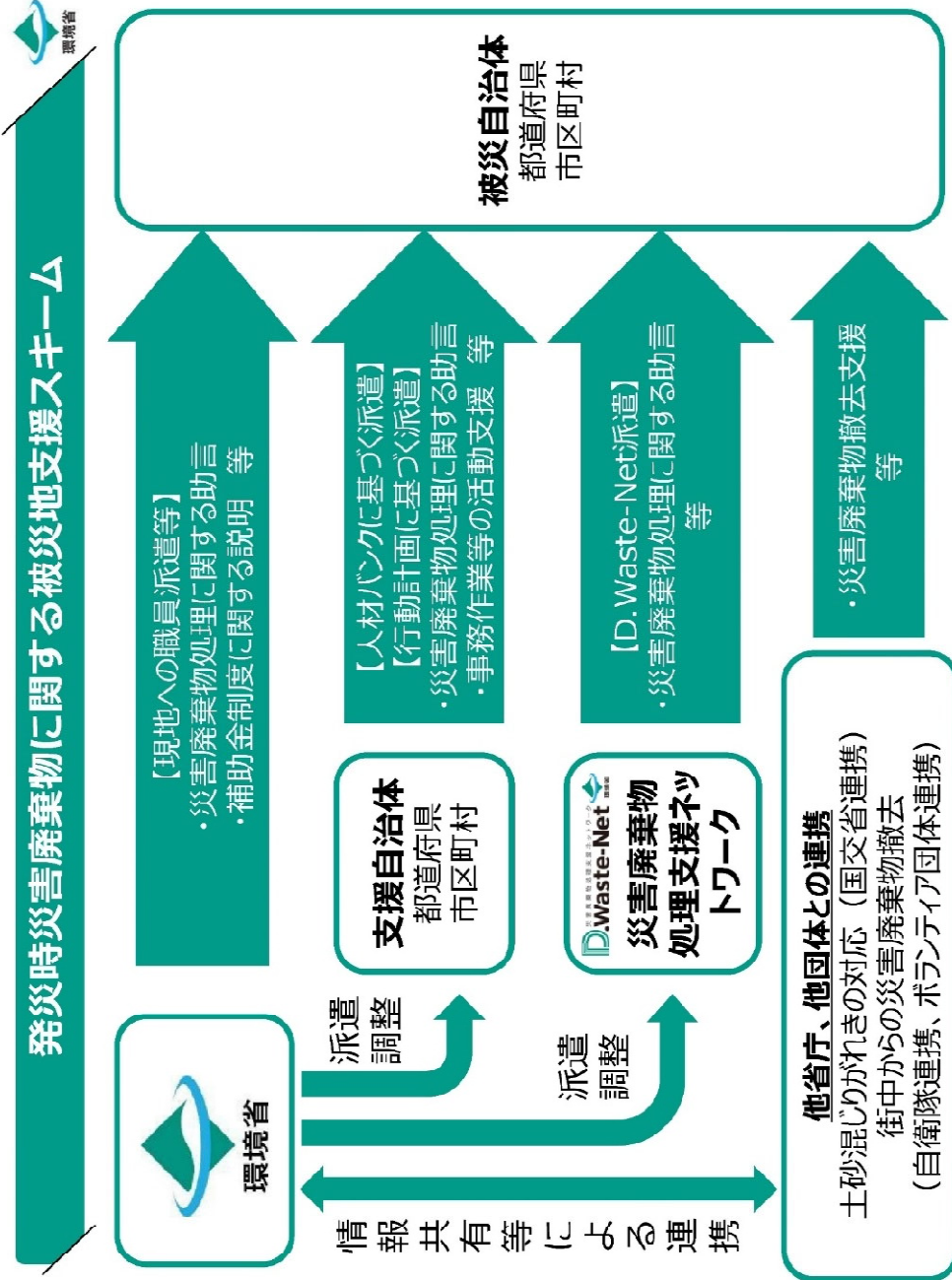
4 調整会議への参加

- 受援班/担当が実施する調整会議に参加する

5 応援職員への支援

- 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める
- 受援班/担当と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する(場・環境の確保については、役所の被災等によって、困難な場合もあるが、可能な限り検討する)

出典：【参 22】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府（防災担当）平成 29 年 3 月） p. 24
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf



出典：「環境省における災害廃棄物対策の取組について」（環境省 令和7年9月） p.22
https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/d_waste_net/pdf/symposium_250906_lecture_02.pdf

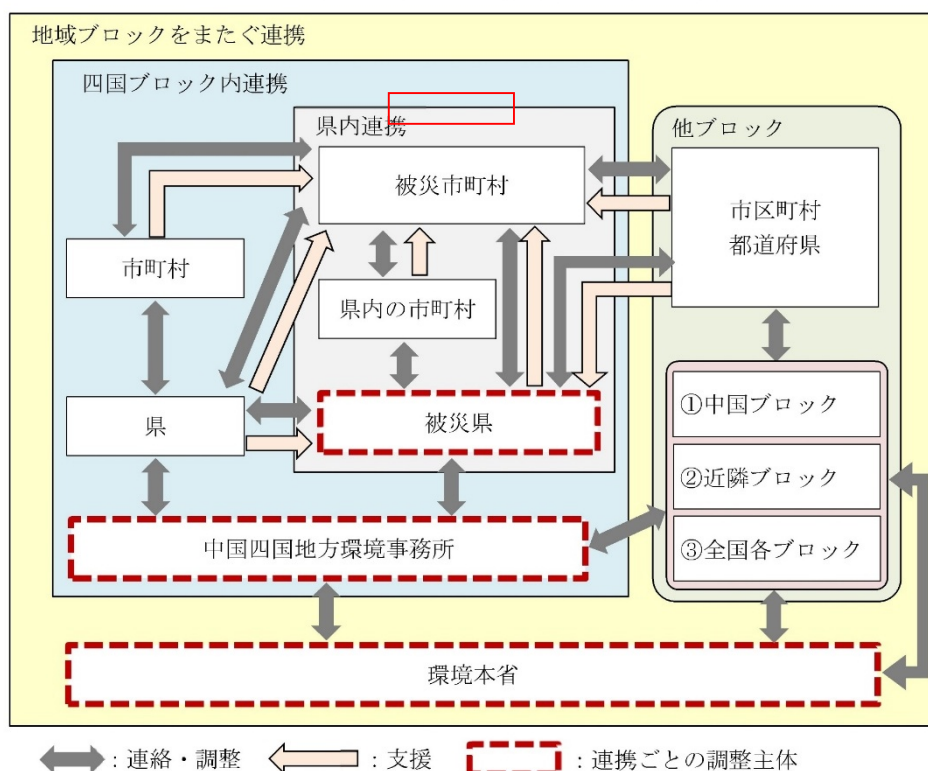
3. 地域ブロックをまたぐ連携

災害の規模が大きくなり、四国ブロック内の複数の県が同時に被災する等、四国ブロック内での連携のみでは迅速な災害廃棄物の処理が困難な場合には、「地域ブロックをまたぐ連携」が必要になる。

四国ブロックを管轄する中国四国地方環境事務所は、同様に中国ブロックも管轄しており相互のブロック行動計画に関して平素より把握していること、両ブロックは災害等発生時の広域支援に関する協定を締結していること等、中国ブロックと四国ブロックにおいては、従前より相互連携に向けた情報共有が進められている。このため、四国ブロックにおいて地域ブロックをまたぐ連携が必要となった場合に備え、中国ブロックと柔軟に相互連携ができるよう、平時から本計画に基づく連携手順等を共有しておく等の情報共有を進める。

また、災害廃棄物処理に向けてさらに広域の連携が必要となった場合に備え、そのほかのブロックとも相互連携を検討する。特に、隣接する近畿ブロック、九州ブロックとは地域ブロック間の相互連携のあり方について、今後検討を進めていく必要がある。

図表 III-5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



資料5-4-1

【参考：支援要請書フォーマット】

要請自治体名		担当課室： 担当者： 連絡先：
要請内容	※ 希望する支援要請内容を可能な範囲で詳しく記載してください。 「何を」：廃棄物の種類 「どこから」：廃棄物が置かれている状況・周辺の道路事情等 「どこまで」：廃棄物の搬出先	
車両台数	固形廃棄物	平ボディ車（2 t、4 t）： 台 軽ダンプ車： 台 深ダンプ車： 台 ダンプ車（2 t、4 t）： 台 クラム車： 台 パッカー車（回転式）（2 t、4 t）： 台 パッカー車（プレス式）（2 t、3 t、4 t）： 台 コンテナ車（2 t、4 t）： 台
	し尿	バキューム（2 t、4 t）： 台 強力吸引車（2 t、4 t）： 台
	その他車両	（ ）： 台 （ ）： 台
要請期間	※ 支援を希望する期間（開始時期、終了時期）を可能な範囲で記載してください。	
宿泊先	※ 派遣される応援職員のために確保できる宿泊先の名称、住所、連絡先を記載してください。	
駐車場	※ 派遣される車両の駐車場が必要となります。派遣車両のために確保できる駐車場の名称、住所（位置）を記載してください。	
給油場	※ 派遣される車両に給油するための給油場の名称、住所（位置）、連絡先を記載して下さい。	
洗車場	※ 派遣される車両を洗車するための洗車場の名称、住所（位置）、連絡先を記載して下さい。	
道路開通状況	※ 通行止めとなっている区間の有無を記載してください。	

※情報収集が簡単ではない状況と思われませんが、可能な範囲でご記入下さい。

出典：【技 12】被災地でのボランティア参加と受入 p.25

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/043_gil2.pdf

資料5-4-2

【参考：支援要請書フォーマット（記入例）】

要請自治体名	●●県●●市	担当課室：●●部 ●●課 担当者：●● ●● 連絡先：電話番号●●-●●●●●-●●●●●
要請内容	<p><u>片付けごみの収集運搬</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類：主に廃家電や家具・家財、畳等の大型の片付けごみで回転式のパッカー車では回収できない廃棄物 ・ 収集地区：●●地区・●●地区 ・ 運搬区間：被災地～●●仮置場 ・ 廃棄物が置かれている状況：集積所は無人の状態であり、廃棄物が混合状態となっている。 ・ 周辺の道路事情：無人の集積所は、2トンの平ボディ車が進入できる場所もあれば、道幅が狭くて進入できない場所もあるため、平ボディ車に加え、軽ダンプ車の派遣もお願いしたい。 	
車両台数	固形廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平ボディ車（2t、4t）：10台/日 ・ 軽ダンプ車：1～2台/日 最大：280～420台/週（土日含む） 収集予定量：400～500トン
	し尿	—
	その他車両	—
要請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間（以後、未定） 	
宿泊先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：クリーンセンター●● ・ 住所：●●県●●市●●町●●丁目●●-●● ・ 電話番号：●●-●●●●●-●●●●● 	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：環境部環境課 場内駐車場 ・ 住所：●●県●●市●●町●●丁目●●-●● 	
給油場	<ul style="list-style-type: none"> ・ ●●市指定のガソリンスタンド（現金不要） ・ 住所・連絡先：位置等は●●市から提示します。 	
洗車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：環境部環境課 10台分（干し場あり） ・ 住所：●●県●●市●●町●●丁目●●-●● 	
道路開通状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道●●号：一部通行止め ・ 県道●●号：一部通行止め 	

※情報収集が簡単ではない状況と思われませんが、可能な範囲でご記入下さい。

出典：【技12】被災地でのボランティア参加と受入 p.26

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/043_gil2.pdf

資料6

第3章 計画の見直し等

第1節 計画の見直し

1 計画の見直し

本計画については、次のような場合は見直し、必要に応じて改定する。

- ① 関係法令や国の指針、仙台市地域防災計画等の関連する計画に重大な変更があった場合
- ② 被害想定等の前提条件に変更があった場合
- ③ 実際の災害対応等を踏まえ、改善の必要が認められた場合
- ④ その他、特に見直しが必要となったとき

2 マニュアルの整備

本計画の実効性を図るため、本計画に基づいた具体的な実施マニュアルを別途整備する。実施マニュアルは担当チームごとに作成し、定期的に点検・見直しを行うものとする。

第2節 人材の育成

1 職員への教育・訓練

本計画の実効性を高め、災害時に円滑・迅速に対応できるよう、平時から職員の教育・訓練に努め、災害対応能力の維持・向上を図る。

また、被災自治体への支援についても人材育成のための貴重な機会と捉え、例えば支援員として災害廃棄物処理経験者と未経験者をペアで派遣し支援活動を経験させる、派遣後に報告会を実施する等、災害廃棄物処理のノウハウの伝承による新たな人材育成を図る。

2 実務経験者の整理

庁内への人的支援要請や被災市町村への派遣等のため、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する職員をリストアップし、継続的に更新する。

出典：「(宮城県) 仙台市災害廃棄物処理計画」(令和6年4月) p.33
https://www.city.sendai.jp/kikakukehatsu/disaster_waste.html

資料 7-1

第2章 災害廃棄物対策 第1節 平常時

1) に断水による仮設トイレ必要人数を足しあげた人数に基づき、処理が必要となるし尿発生量を計算すると、177,939L/日となる。これらのし尿ごみを平ボディー車で運搬(1台あたり5往復/日)することを想定した場合は、平ボディー車(2トン)の必要台数は、約18台/日である。

【資料編 p. 39 資料7 し尿処理に必要な資機材量の推計結果】

(4) 災害用トイレの分別排出

避難所や各家庭で使用されることが想定される災害用トイレは、燃えるごみと同様に焼却処理することができるが、燃えるごみとは運搬方法が異なるため、分別収集する必要がある。また、長期間放置すると固形化し焼却処理が難しくなるため早期に収集・運搬する必要がある。そのため、区(生活環境部)は、災害用トイレの分別排出方法について、平常時より区民に広く周知する。

【検討事項】

- ・区民が排出する際の留意点
- ・回収場所
- ・回収頻度
- ・区民への周知の方法
- ・運搬車両の確保
- ・運搬方法
- ・給油方法

資料7-2

- 者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達する。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整しておく。
- 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておく。

第3節 し尿等の収集運搬・処理

1 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立する。
- 携帯トイレ・簡易トイレは可能な範囲で平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時にし尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。なお、携帯トイレ・簡易トイレを人力で積み込めない場合は、クラム車（重量物つかみ取り用バケット付き車両）等の必要な重機を確保する。
- し尿はバキューム車により収集運搬する。
- 委託業者及び協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【作業計画の策定】

- し尿収集必要量を推計する。
- し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決出し、作業計画を検討する。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とする。

【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
- し尿処理施設が操業再開しておらず、下水処理施設が稼働している場合には、し尿をバキューム車からマンホールに直接投入又は下水処理施設へ搬入して下水処理するため、下水道部局と廃棄物部局で速やかに調整する。
(国土交通省下水道部「下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)」を参照)

資料7-3

第3節 し尿等の収集運搬・処理

(1) 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 廃棄物部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立します。
- 携帯トイレ・簡易トイレは平ボディ車で収集運搬します。パッカー車はプレス時にし尿の漏れが懸念されるため、原則として使用しないようにします。
- し尿はバキューム車により収集運搬します。
- 直営車両及び委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行います。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡します。
- 下水道設備へのし尿の直接投入の可否について、担当部局と協議します。

【作業計画の策定】

- し尿の発生量を推計します。
- し尿の発生量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、作業計画を策定します。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とします。

【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- し尿は、那須地区広域行政事務組合が管理する第2衛生センターで処理するため、発災後ただちに那須地区広域行政事務組合に第2衛生センターの稼働の可否について確認します。
- 作業計画に基づき収集運搬を行います。
- バキューム車で収集したし尿は第2衛生センターに運搬します。
- 第2衛生センターが操業不能又は操業再開の見通しがたらず、処理できない場合等は、県、近隣市町及び広域行政組合等へ支援要請を行います。

【携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行います。
- 平ボディ車で収集した携帯トイレ・簡易トイレは那須塩原クリーンセンターの熱回収施設で焼却処理します。
- 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県、近隣市町村及び広域行政組合等へ支援要請を行います。

(2) 平時

- 避難所の数及び場所を把握しておきます。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法について、那須地区広域行政事務組合及び大田原市、那須町と連携し、協議します。

資料 8

	推計の目的	推計値の活用例	推計値の性質
発災前	地域で想定しておくべき災害廃棄物量の規模感を知る	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場面積の必要量の想定 地域における処理能力不足量の算定 	想定災害に基づく推計であり、実際に発生する量を推計しているわけではない
発災後 (直後)	実際の災害廃棄物量の規模感を知る	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の検討 予算規模の検討 	実際に発生する量を推計しているが、推計の誤差は大きい
発災後 (1か月程)	実行計画の第1版を策定する	<ul style="list-style-type: none"> 処理フローの検討 処理業務の発注 災害報告書の作成 	実測値がある程度得られるが、推計による部分も多く、一定の推計の誤差は残る
発災後 (その後)	実行計画を見直し、処理完了までの道筋をつける	<ul style="list-style-type: none"> 処理フローの改訂 処理業務の発注見直し 	実測値が得られるに従い、推計の誤差が小さくなる

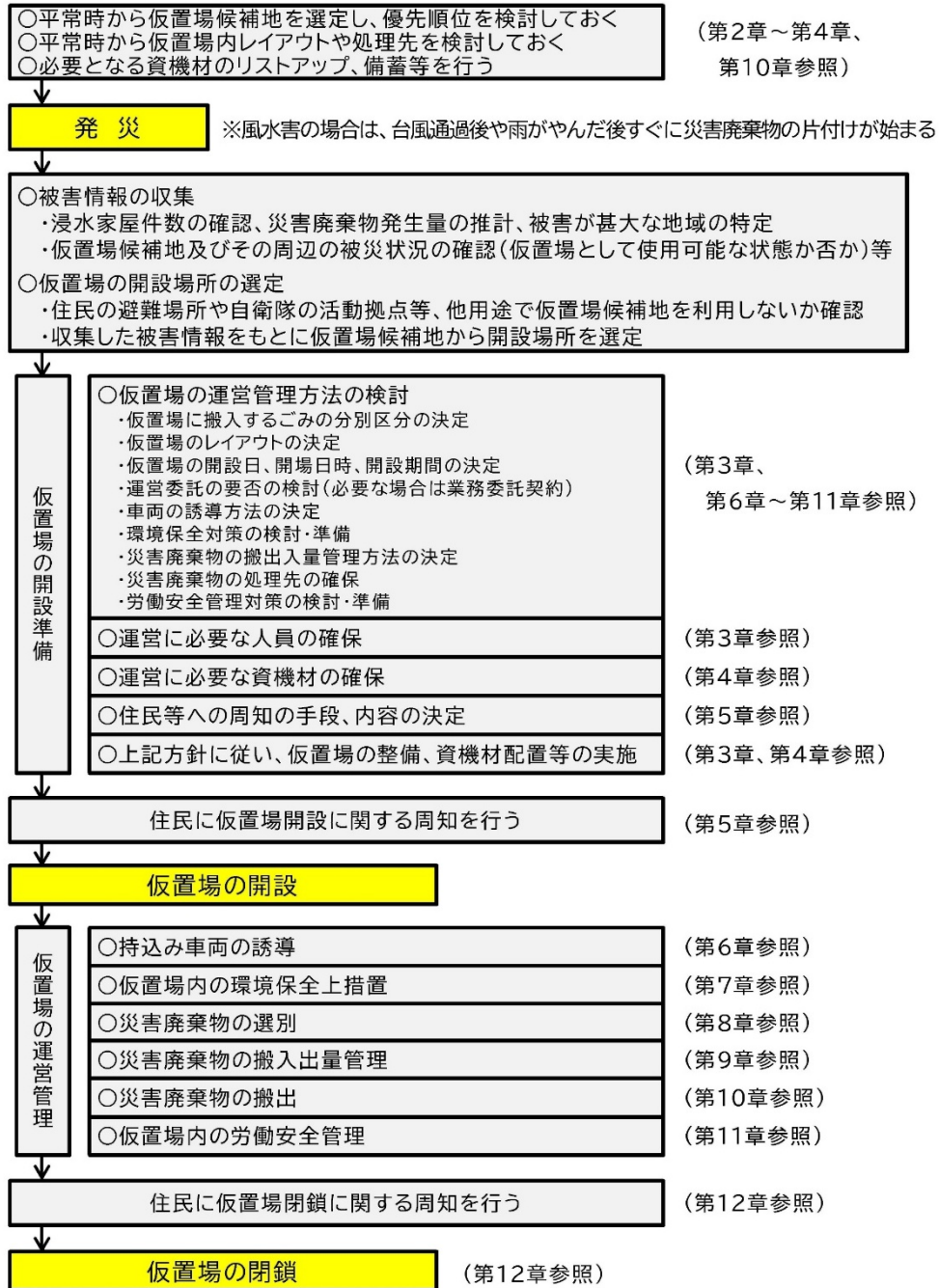
出典：災害廃棄物管理ガイドブック（一社）廃棄物資源循環学会 編 P29

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」（一般社団法人廃棄物資源循環学会 編）朝倉書店 p.29

4. 仮置場の設置・運営に関する流れ

仮置場の設置・運営に関する流れのイメージは、以下のとおりです。

図 1-1 仮置場の設置・運営に関する流れのイメージ



資料 10

第3部 分別・処理戦略

3-6 全壊家屋等の解体・撤去と分別

茶山修一

一部抜粋

業務上の注意点

市町村においては、全壊家屋の解体・撤去を受け付ける場合、以下の点に十分留意すべきである。

①り災証明の発行状況、②受け付け期間、範囲、対象者、③申請時に確認すべき書類、④受け付け及び事業執行の体制、⑤解体・撤去作業を実施する事業者への発注、⑥被災者への案内・広報手段、⑦解体・撤去に伴い発生するがれき類の処分方法、以上については災害廃棄物を担当する部署において早期に計画する必要がある。

全壊判定を受けた家屋等とはいえ、見た目はさして被災したように見えない場合や、建物の柱や壁がそのまま残っている場合もあり、これらを撤去するために「解体」作業を伴うことがある。そのため、公費解体は建設系業務の側面を持つものと考え、市町村において体制を整える必要がある。特に大規模な災害の場合には、④に関連し、庁内に廃棄物・土木・建築・財務等からなる専門チームを立ち上げる必要がある。

また、全壊家屋等を解体する際、一般的な住宅を例にすると、作業員4人程度のほか重機とダンプ、交通誘導員も加えたチームで1週間程度かかるケースが多い。ここから、被災状況、全数解体完了目標時期に応じたチーム数を手配する必要がある。なお、マンション等の大型建築物の場合には、通常のチームとは異なる大掛かりな体制が必要になる。

いずれにしても全壊家屋等を解体・撤去する場合には、市町村、解体工事業者ともに相応の体制が必要になるため、被災規模が大きく、多数の全壊判定が予想される場合には、庁内はもとより解体工事を委託することになる事業者または事業者団体と早期に対応を協議しておく必要があろう。

申請する所有者においては権利関係を整理し、解体に伴いトラブルが起きないように準備することが求められ、申請に際しては延床面積がわかる公的書類も必要である。このため市町村はこれらも十分に周知する必要がある。

なお、これまでの大規模な災害に見舞われ、全壊家屋等を解体・撤去した市町村においては、まずは建て方（木造か非木造か）に応じた床面積1平方メートルあたりの解体費用をあらかじめ算出し、これに延べ床面積を乗じて費用を算出する方法によったところがほとんどであり、その際の予算執行上の支出科目は「委託料」で執行している。一方、マンションなどの大規模建築物では個別の解体設計を行い「工事請負費」で対応したケースが多い

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」（一般社団法人廃棄物資源循環学会 編）朝倉書店 p. 54

資料 11-1

表 3-1-2 水害廃棄物の特徴

種 類	特 徴
粗大ゴミ等	<p>■水害により一時的に大量に発生した粗大ゴミ及び生活ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。 ・水分を含んで重量がある量や家具等の粗大ゴミが多量に発生するため、平時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは量等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。 ・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。 <p>■流木等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水により流されてきた流木やビニル等、平時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
し尿等	<p>■水没した汲み取り槽や浄化槽を清掃した際に発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設トイレからの汲み取りし尿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の確保の観点から、水没した汲み取りトイレの便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

出典：水害廃棄物対策指針(平成 17 年 6 月 環境省)

出典：「(奈良県) 王寺町災害廃棄物処理計画」(令和 2 年 3 月) p.16
<https://www.town.oji.nara.jp/kakuka/jyuminfukushibu/jyumin/gyomuannai/keikaku/8388.html>

図表 2.3-3 被害規模と災害廃棄物発生量（推計）及び処理期間【風水害】

災害名（発生年月）	降水量等の規模	損壊家屋数	処理期間	災害や被害の特徴
伊豆大島豪雨災害 H25年10月	1時間降水量:122.5mm 24時間降水量:824.0mm 平年降水量の約2.5倍	全壊:50 半壊:26 一部損壊:77	約1年 23万トン	・山腹崩壊が起こり、道路、集落、溪流、漁港等に土砂が流出。
広島県土砂災害 H26年8月	1時間降水量:121mm 24時間降水量:287mm 土砂災害166か所（うち土石流107か所、がけ崩れ59か所）が発生	全壊:179 半壊:217 一部損壊:189 浸水被害:4,164	約1.5年 52万トン （土砂流木等含む）	・台風第12号、11号が相次いで日本列島に接近し、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続（線状降水帯）した。結果、同時多発的に大規模な土石流が発生した。
関東・東北豪雨 （常総市）H27年9月	1時間降水量:75.5mm 24時間降水量:551mm 平年降水量の2倍以上	全壊:53 半壊:5,054 浸水被害:3,220	約1年 5万2千トン	・常総市三坂町地先（鬼怒川左岸21.0km付近）における市の約1/3の面積に相当する約40km ² が浸水し、常総市役所も孤立した。
平成30年7月豪雨 （岡山県、広島県、愛媛県） （平成30年7月）	6月28日～7月8日までの総降水量 四国地方:1800mm 東海地方:1200mm を超える。平年降水量の2～4倍	全壊:6,539 ^(※1) 半壊:9,511 ^(※1) 一部損壊:3,196 ^(※1) 床上浸水:6,515 ^(※1) 床下浸水:14,330 ^(※1)	約2年 岡山県:約44万t 広島県:約6万t 愛媛県:約11万t	・西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨。 ・特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新。
平成30年台風第21号 （平成30年9月）	最大風速 室戸市室戸岬:48.2m/s 関西空港:46.5m/s 和歌山市:39.7m/s	全壊:49 ^(※2) 半壊:517 ^(※2) 一部損壊:74,718 ^(※2) 床上浸水:168 ^(※2) 床下浸水:426 ^(※2)	約5万t （近畿2府4県）	・四国や近畿地方で猛烈な風雨や高潮が発生した。最大風速で観測史上第1位を更新したところが全国で53地点あった。大阪、兵庫、和歌山、徳島で過去の最高潮位を超えた。

(※1) 平成30年7月豪雨による被害状況等について（岡山県、広島県、愛媛県の合計）（平成30年10月9日17時00分時点）
 (※2) 「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」（平成30年10月2日17時00分現在、内閣府）、「台風第21号に係る被害等について（第30報）」（平成30年12月25日現在、大阪府）、「台風第21号に係る被害等について（第8報）」（平成30年11月1日現在、兵庫県）、災害廃棄物発生量…府県調査結果 をもとに作成

図表 2.3-4 地震と水害による災害廃棄物処理の違い

項目	地震	水害
発生個所（時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤や土地利用等の状況によって変化（耐震性の低い建物が被災） ・突発的に発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川決壊は低地部、土砂災害は山麓部に被害が集中 ・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期）
廃棄物組成の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊等の建物撤去によるものが中心 ・瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い ・片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の生木、流木、岩石が発生する場合がある ・床上・床下浸水による片づけごみが多く、建物解体は比較的少ない ・片づけごみは、水分・土砂等を含んだ量・数物・衣類・木くずや大型ごみ（家具等）が発生
片づけごみの排出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する →比較的分別されて排出されやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す→比較的分別されにくい
特に注意が必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量は多い ・倒壊家屋解体は重機使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分、泥等を含むため、ごみ出しが困難 ・水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意 ・分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施 ・浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分による重量増のため、積み込み時に注意が必要 ・床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要

出典：「片付けごみ対応マニュアル（汎用版）（案）」（大阪府 環境省近畿地方環境事務所 令和5年3月） p.14
<https://kinki.env.go.jp/content/000126033.pdf>

図表 2.2-2 片付けごみ回収戦略を決定する際に考慮する事項

排出場所の判断要素(災害規模・地域特性)

住民による片付けごみの「排出場所」を決定するための判断要素には、以下のものが挙げられます。平時のごみ収集方法をベースに、地域に応じて排出場所を検討する必要があります。

検討要素	種類	戸別	集積所	仮置場	備考	
災害の規模	大規模	△	◎	◎	大量の片付けごみのため、集積所・管理が必要、仮置場への直接搬入は渋滞・収集車両人員不足が発生。	
	中規模	△	△	◎	他の検討要素を踏まえ、集積所、戸別回収を選択。	
	小規模	○	△	○	戸別収集により、通常の収集方法で対応可能、仮置場不要か検討。	
地域特性	住居種類	戸建て	○	△	◎	前面道路幅、ガレージや庭への保管も含め検討。
		長屋建て	△	◎	○	敷地・道路が狭隘で家の前への排出が困難。
		共同住宅	△	◎	○	共同敷地面積によるが、排出場所の確保が困難な場合は駐車場の活用を検討。マンションや集合住宅の管理組合等に、災害時のごみ排出場所を日頃から住民と話し合うよう働きかけることが望ましい。
	土地利用	住宅密集地	△	◎	△	人口密集地における戸別収集は困難、集積所確保が必須。
		農村地	○	△	◎	広い家屋に集積し、自家用軽トラで直接仮置場搬入も可能。
	準工業地	△	○	◎	職住近接、集積所、運搬車両の調達など事業者との協力の可能性。	
	世帯構成	高齢者世帯	◎	△	△	高齢者世帯が多い地域は、片付けごみの排出や運搬にボランティア等の援助が必要。
	自治会等住民組織の機能	良好	△	◎	○	防災意識の高い自治会等住民組織が機能している。
		可能	△	△	○	自治会等住民組織は活発ではないが、発災時には機能する可能性あり。
不可		○	△	○	自治会組織率が低く、地域での防災意識が低い可能性あり。	

△ ○ ◎：目安として示したものであり、地域に応じて総合的に判断する必要があります。

収集計画の作成にあたって定める事項

平時の収集運搬体制をもとに以下の項目を検討し、収集計画を作成します。

対応が困難な場合は、支援要請により車両・人員を確保し、収集エリア、集積所、収集物等の分担を検討し、収集計画を作成します。

項目	内容
収集車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両数の確保 ※優先順位例：①自治体保有車両→②委託事業者→③一般廃棄物の許可車両→④産業廃棄物関係事業者やトラック協会等の車両→⑤他自治体への支援要請 運搬車両の選定（回転板式パッカー車、プレスパッカー車、平ボデー車、ダンブ車等）
収集物の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（生ごみを含む燃えるごみ）のみ収集 資源ごみ収集の一時中断（缶・ビン・ペットボトル等の資源は一時的に自宅で保管） 粗大ごみ収集の一時中断（災害ごみとしての排出は禁止）
輸送	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の活用（災害廃棄物運搬車両への通行許可証対応） 支援自治体等の支援区域割りによる効率的な収集の検討
対応時間	<ul style="list-style-type: none"> 業務時間の延長・土日祝日収集の実施 ※早朝収集で「家庭ごみ収集」、午後から「片付けごみ収集」を行ったり、「資源ごみ収集日」を「片付けごみ収集日」に変更するなど、日程や時間帯による対応を災害の状況によって検討

片付けごみの回収戦略に関する検討	
1. 検討の目的	1
2. 片付けごみの回収戦略の検討	1
(1) 回収戦略を検討するに当たっての前提条件	2
(2) 回収戦略を検討するに当たっての留意事項	3
(3) 回収戦略の検討手順と判断要素	4
(4) 片付けごみの回収戦略	6
(5) 他自治体から支援を受けるに当たって準備する事項	17
(6) 検討した回収戦略の実行性を向上させるための長期的な戦略	17
参考: 片付けごみの回収に必要な人員、車両・重機等	18
参考: 片付けごみの回収車両、重機	20

出典：【17-3】収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/055_gil7-3.pdf

🗑️ 家庭ごみ

災害時でも燃やすごみの収集日、出来る限り早期に行う予定ですので、分別などごみ出しルールも普段どおり守ってください。
ただし、燃やすごみ以外のごみは、災害の規模によっては一時的に収集を停止する場合がありますので、その場合は収集を再開するまで家の中で保管をお願いします。

災害廃棄物の出し方

災害時には、とても多くの災害廃棄物が出る事が想定されます。ごみをしっかり分別していただくことが、早期の復旧・復興に繋がります。
1日でも早くごみが片付くようご協力ください。

🗑️ 片付けごみ


大規模な災害が発生した場合、壊れた家具や電化製品、割れた食器や窓ガラスなどの片付けごみを持ち込み仮置場を設置します。むやみに自宅の前や道路に置かないでください。
仮置場では、持ち込めるごみの種類を限定する場合や、持ち込める時間帯を指定する場合があります。
各仮置場のルールをしっかりと守るようにしてください。



壊れた家電製品




割れたガラスや陶磁器



壊れた家具



じゅうたん、布団など



畳

🗑️ 避難所ごみ

避難所に避難した場合も、ごみの分別はしっかりとお願いします。分別方法や集積場所などのごみ出しルールは、避難所によって異なる場合があります。
お互いに少しでも快適に過ごすため、またトラブル防止のためにも、避難所のルールをしっかりと守ってください。

腐りやすいもの、臭いの強いものは、しっかりと密封してから捨てるなど工夫しましょう。



避難所ごとに、決められた場所に捨てましょう。決められた分別もお守りください。

帰宅困難者の方へ


電車やバスの運行停止で帰宅・移動ができなくなった方は、むやみに移動しようとせず、会社や学校などの滞在施設で待機をお願いします。
その際に発生したごみは、各施設管理者の指示に従って、決められた場所に分別して捨ててください。

仮置場以外の場所に、災害ごみを捨てないでください。また、仮置場に持ち込む場合も、しっかりと分別をお願いします。



高年齢者や支援が必要な方

壊れた家具などの片付けに人手が必要な場合は、無理をせず仮設設するボランティアセンターを通じて、ボランティアに協力を依頼してください。



出典：「もしもの時の災害廃棄物ハンドブック～新宿区災害廃棄物処理計画 概要版～」(令和2年3月)

https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man/after_tokyo_shinjuku_city/after_tokyo_shinjuku_city_summary_ja.pdf

8 災害廃棄物処理実行計画の構成例

図表 II-45 県災害廃棄物処理実行計画の構成例

目次	
第1章	被災の状況
第2章	基本方針
1	基本方針の位置付け、2 処理の対象、3 処理主体、4 災害廃棄物の発生量推計、5 処理期間、6 処理方法、7 財源
第3章	処理実行計画
第1節	災害廃棄物の発生量
1	市町村別の発生量、2 種類別の発生量
第2節	災害廃棄物処理の基本的事項
1	役割分担、2 処理方法
第3節	県内処理と広域処理
1	県内の廃棄物処理施設の処理能力、2 広域処理の必要性、3 県内処理と広域処理
第4節	事務の委託
1	趣旨、2 受託対象市町村、3 事務委託の範囲、4 二次仮置場の受入品目及び配置等
第5節	処理スケジュール
第6節	進捗管理及び見直し

出典：「熊本県災害廃棄物処理実行計画」（平成28年6月、熊本県）

図表 II-46 市町村災害廃棄物処理実行計画の構成例

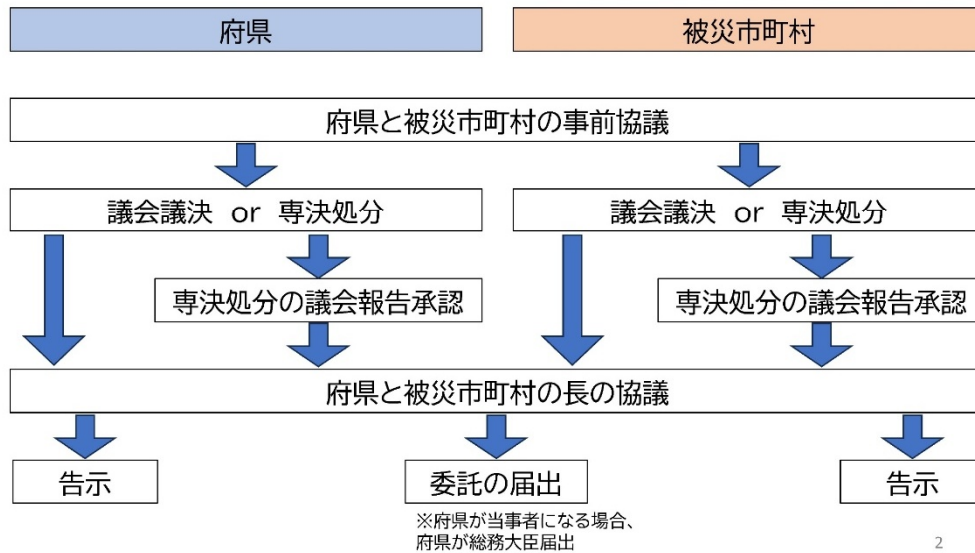
目次	
第1章	災害廃棄物処理実行計画策定の主旨
1	計画の目的、2 計画の位置付けと内容、3 計画の期間、4 計画の見直し
第2章	被害状況と災害廃棄物の量
1	被害状況、2 災害廃棄物の量
第3章	災害廃棄物処理の基本方針
1	基本的な考え方、2 処理期間、3 処理の推進体制
第4章	災害廃棄物の処理方法
1	被災家屋等の解体、2 災害廃棄物の処理フロー、3 災害廃棄物の集積、4 災害廃棄物の選別、5 災害廃棄物の処理・処分、6 広域処理、7 進捗管理

出典：「熊本市災害廃棄物処理実行計画」（平成28年6月、熊本市）

資料 14

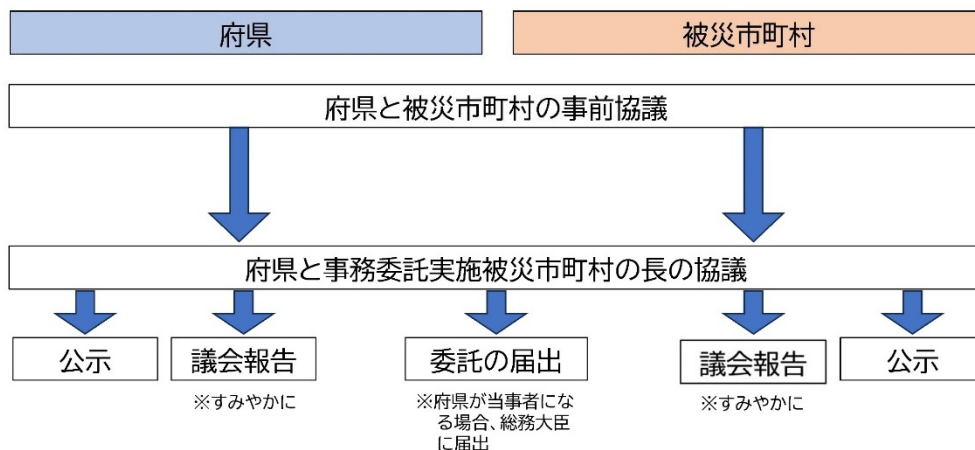
(1) 地方自治法による事務委託手続き

- 事務委託は、地方自治法第252条の14～15及び第252条の2の2に基づき、下図の流れで実施する。
- 議会の議決については、東日本大震災や熊本地震においては、地方自治法第179条にもとづく専決処分により行われた事例がある。



(2) 災害対策基本法による事務委託手続き

- 災害対策基本法による事務委託は、災害対策基本法第69条に基づき、地方自治法の規定に関わらず、災害対策基本法施行令第28条に規定する事項を定めて、当該地方公共団体の長その他の執行機関に管理し、及び執行することができる。この場合、議会にはすみやかにその旨を報告することになっており、下図の流れで実施する。
- 過去の大規模災害において、災害対策基本法による事務手続きで行われた事例はない。



出典：「災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き」（令和7年3月） p.2、11
<https://kinki.env.go.jp/content/000309636.pdf>

資料 15

仮置場開設の準備

1) 現地での準備

仮置場の開設に向けて、次の事項に留意し現地での準備を進める。

- 管理用務に当たる人員の役割分担を決定する。特に、交通誘導員は搬入ルールが守られていない場合の対応についても確認をする。
- 全体レイアウトを確認する。必要であればロープや三角コーン等を用い、種類別の区画を明示する。また、分別種類を表示する（立て看板等）。
- 仮置場の地盤がアスファルト以外の場合、可能であれば敷鉄板等で養生しておく。
- 受付を設置し、受付ルールを確認する。受付後の搬入ルートについても確認する。
- 災害査定に備えて、写真や配置図等の記録を残しておく。可能であれば、仮置場ごとの日報として整理することを推奨する（表 5-1 参照）。

表 5-1 災害査定に備えた仮置場の記録内容例

記録内容	記録方法
仮置場の状況 (使用前、使用中、使用が終わった場合は使用后)	写真 ✓使用前の状況がわかるようにする。 ✓使用中の設備や使用機材も記録する。
搬入出の様子	写真、日報 ✓日報にある程度の搬入物等を記録しておくことが望ましい。 ✓廃棄物の動きがわかるように記録を残す。
搬入された廃棄物（種類別）	写真 ✓どのようなものが仮置場にある（あった）のかがわかるようにする。
配置がわかるもの	写真、図面 ✓仮置場返還時のトラブルを避けるため、どこに何を置いていたのかを記録する。
仮置場内の廃棄物量	写真、日報 ✓可能であれば、仮置場にある廃棄物量を定期的に記録する。 ✓測量が難しい場合は、概ねの形状・面積・高さ等を記録する。

第 8 章 安芸市における処理計画改定骨子（案）の作成

8.1 災害廃棄物処理計画改定骨子（案）

ガイドライン、意見交換会等に基づき整理した処理計画骨子案を表 8-1 に示す。

表 8-1 安芸市処理計画改定骨子（案）

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項 ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項 ＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項 ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項 ・：補足等</p>		
現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
第1編 総則		
第1章 背景及び目的		
	<p>▼計画の点検・共有・改定【ガイドライン p.17】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度について記載する。 <p>＊記録の重要性</p> <p>☑災害廃棄物処理業務の記録専任者の設置を検討する。</p>	資料1
第3章 基本的事項		
1. 対象とする災害	<p>★対象とする災害【第2回議事概要 ⑦-（1）】</p> <p>☑南海トラフ巨大地震（広域同時災害）に加えて局地災害（安芸市及びその周辺のみが台風等で被災）を追加することを検討する。</p>	
第2編 本編		
第1章 組織体制・指揮命令系統		
2. 災害廃棄物処理チーム	<p>▼役所内体制の確立【ガイドライン p.6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他課を含む役所内の組織体制と災害廃棄物関連業務の内容を整理する（公費解体、受援体制構築も含む）。 <p>☑各業務の担当部署、必要人数等を検討する。</p>	資料2

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の組織体制に建築・土木職等の技術職が必要であることを記載する。 	資料2
第3章 協力・支援体制		
2. 近隣自治体の協力・支援	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック行動計画に基づく支援要請フローを記載する。 ☑計画を役所内（首長等の上層部や関係他課）で周知する。 	資料3
3. 民間事業者との連携	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先窓口を含む）及び支援の内容を記載する。 ・協定の支援内容・発動条件が分かるように整理する。 ☑関係者（協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行う。 ☑計画を民間事業者へ周知する。 	
	<p>★地元業者との連携【第1回議事概要 ⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者は建設業と関係が深いため、道路啓開作業と人員・車両が競合する懸念があり、協定の発動条件や優先順位を事前に確認する。 	
第5章 災害廃棄物処理業務		
1. 災害廃棄物処理業務の全体像	<p>▼スケジュール検討【ガイドライン P.7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）により災害廃棄物処理事業の全体像を把握できるように整理する。 	資料4
	<p>★タイムラインによる把握【第2回議事概要 ⑦-（3）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑大規模災害と小規模災害に分けて処理スケジュールを検討する。 ・し尿処理・災害廃棄物処理について、立ち上がりとピークタイムラインで整理する。 	

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項
・：補足等

現行処理計画の目次	確認及び検討のポイント	資料
6. 仮置場	<p>▼仮置場の確保・設置【ガイドライン p.12～14】</p> <p>▼仮置場の管理・運営【ガイドライン p.15～16】</p> <p>☑仮置場の管理・運営に関して、災害支援協定締結事業者等との事前調整について整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で必要な作業や職員の役割、必要人数を記載する。 ・受付での留意事項や便乗ごみ対策を整理する（最低1名は被災自治体職員を仮置場へ配置する）。 ・必要人員の確保方法や民間事業者の活用について検討する。 ・必要な資機材、管理に必要な重機等の調達先や支援要請先を記載する。 ・夜間の不法投棄対策、火災予防措置、安全管理の方法を記載する。 <p>★一次仮置場から二次仮置場への移行【第3回に向けて ⑧】</p> <p>☑市町村の一次仮置場と県の二次仮置場として想定する場所が重複することが想定される場合には、補助制度及び経理処理の整理のため、事前協議の必要性について検討する。</p> <p>(搬入が一時的に止まる等、現場レベルで困難が生じる恐れがある。)</p>	資料5
10. 家屋の解体	<p>★土木部門との連携【第1回議事概要 ①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体単価の設定等を含め、建築部門との連携が不可欠となる部分について整理する。 	資料2 資料6
14. し尿・生活雑排水 (3) 本市の役割	<p>★県・市町村の役割【第2回議事概要 ⑤、⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの準備とレンタル手配について、県と市町村の役割を整理する。 	
(3) 本市の役割 エ 浄化槽の復旧及び仮設住宅浄化槽の設置	<p>★浄化槽へのマンホールトイレ設置【第2回議事録 ⑥】</p> <p>☑浄化槽にマンホールトイレを設置する際の、浄化槽とマンホールトイレとの適合状況と行政側の運用方法について整理をする。</p>	

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
【提案】 追加を検討する内容	事項、ポイント	資料
第5章 災害廃棄物処理業務		
<p>14 し尿・生活雑排水</p> <p>● (し尿等) 固形化物</p>	<p>* (し尿等) 固形化物の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生の確保に配慮し、適正処理が必要であることを記載する。 ☑尿の収集運搬について、地元業者が複数市町村にまたがり許可を受けている場合について、調整方法を整理する。 ☑現状ではし尿収集車の各団体が独立して活動しているため、団体間調整について検討する。 ☑仮設トイレやバキューム車の到着が大幅に遅延する際に講ずる対応策について検討する。 ☑収集車両の燃料の確保（能登では、運搬車両の燃料が十分に確保できなかった事例があった。） 	資料7
<p>● 片付けごみ</p>	<p>▼片付けごみ対応【ガイドライン p.11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片付けごみの回収方法（住民が仮置場に直接搬入、自宅敷地内に排出後に自治体が回収、地域で集積所を設置・管理し自治体が仮置場まで運搬等）を災害の種類や規模ごとに検討する。 ・ 無管理の集積所が発生した場合の対応方法について整理する。 ・ 自治体が戸別回収する場合の体制構築方法を検討する。 ・ 高齢者や運搬車両を所有していない人の片付けごみの収集方法を検討する。 	資料8
<p>● 風水害における災害廃棄物の特徴</p>	<p>* 水害のタイムライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害における情報収集・検討事項及び災害廃棄物処理の流れについて取りまとめる。 	資料4-1、2
	<p>* 水害廃棄物の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粗大ごみ、生活ごみ及びし尿等についての記載を検討する。 	資料9

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>		
【提案】 追加を検討する内容	事項、ポイント	資料
● 災害廃棄物処理実行計画の策定	・大規模災害発生時と風水害発生時における実行計画に必要な事項と適宜見直しを行う事項を取りまとめる。	資料 10
第●章 災害ボランティアとの連携		
	<p>*平時・発災後の連携、関係機関の役割分担</p> <p>・災害ボランティアの種類、役割、連携方法について取りまとめる。</p>	資料 11
第●章 職員研修・訓練		
● 職員研修・訓練	<p>▼人材育成【ガイドライン p.19】</p> <p>・図上演習や訓練等の人材育成につながる活動内容について具体的に記載することを検討する。</p> <p>☑連携先（事業者を含む）との継続的な訓練の実施を検討する。</p> <p>☑災害廃棄物処理業務の実務経験者をリストアップする。</p>	資料 12
第●章 事務委託		
	<p>*事務委託の判断</p> <p>☑委託の判断基準を検討する。</p> <p>*議会決議の期間への対応</p> <p>☑事務委託（議会議決が必要）発動までに要する2～3ヶ月の期間における対応策を整理する。</p>	資料 13
第●章 受援計画		
● 本市における受援計画	<p>★受援体制の構築【第2回議事概要 ③】</p> <p>☑大規模災害時に市職員のみでの対応は困難であり、外部応援職員の受け入れが前提となるため、技術職や地元職員は、外部支援職員への指示・調整・支援を担う役割になることについて整理する。</p> <p>・災害ごみ・し尿については、建設課職員が環境課の支援まで手が回らない可能性があるため、環境課が主体</p>	資料 14

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項
- ・：補足等

【提案】 追加を検討する内容	事項、ポイント	資料
	的に外部（市外・県外）支援を要請できる体制づくりを検討する。	
	★受援における環境整備【第2回議事概要 ④】 ・資機材、実務環境、宿泊等について検討する。 ・支援側・受入側で「宿泊・寝具等をどこまで準備するか」を明確化し、「これだけは持参」等をマニュアル化することを検討する。	
● 国から被災自治体への支援制度	*国土交通省と環境省の支援制度の整理 ・発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国から自治体への支援制度（堆積土砂排除事業（国土交通省所管）災害廃棄物処理事業（環境省所管））について取りまとめる。	資料 15
第●章 事業費管理（補助金と災害報告書作成）		
● 災害廃棄物処理事業補助金と関連業務	*補助金 ・災害等廃棄物処理事業補助金と廃棄物処理施設災害復旧事業補助金について参考となる HP 及び URL を記載する。	
	*災害報告書の作成 ・災害査定に備えて、必要となる情報（被災情報や災害廃棄物処理時の記載すべき内容）を平時から整理する。 ・発災後からの記録を（1日1行程度のメモ書きであっても）必ず残すことを検討する。 ☑「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」（高知県 HP）についての記載を検討する。	資料 16

8.2 現行処理計画における確認及び検討のポイント

安芸市の現行処理計画の構成は表 8-2 に示すとおりであり、ガイドライン、意見交換会での意見に基づき、骨子（案）において確認及び検討する事項が発生する現行処理計画の章及び項を着色して示している。

表 8-2 現行処理計画の構成

第1編 総則	第1章 背景及び目的		
	第2章 本計画の位置づけ		
	第3章 基本的事項	1 対象とする災害	
		2 対象とする災害廃棄物と業務	
		3 災害廃棄物処理の基本方針	
4 処理主体			
	5 災害廃棄物における本市の特性		
第2編 本編	第1章 組織体制・指揮命令系統	1 災害対策本部	
		2 災害廃棄物処理チーム	
	第2章 情報収集・連絡網	1 災害対策本部事務局等から収集する情報	
		2 災害廃棄物処理チームにおいて行う情報収集	
		3 県と共有する情報	
		4 関係者と共有する情報	
		5 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報	
	第3章 協力・支援体制	1 自衛隊・警察・消防	
		2 近隣自治体の協力・支援	
		3 民間事業者との連携	
	第4章 住民への広報	1 広報の必要性	
		2 広報手段	
		3 市民からの相談及び苦情の受付	
	第5章 災害廃棄物処理業務	1 災害廃棄物処理の全体像	
		2 災害廃棄物の発生量	
		3 処理施設の処理可能量	
		4 処理フロー	
		5 収集運搬	
		6 仮置場	
7 中間処理			
8 再生利用			
9 最終処分			
10 家屋の解体			
11 適正処理が困難な廃棄物対策			

		12 取扱に配慮が必要となる廃棄物
		13 思い出の品等
		14 し尿・生活雑排水
		15 生活ごみ
	第6章 環境モニタリング	1 災害廃棄物処理における環境影響の主な要因
		2 環境保全対策の実施
		3 環境モニタリングの実施
第7章 残された課題と対応		
別紙1 災害発生時における協力協定の締結状況		
別紙2 仮置場の候補地		
別紙3 し尿発生量・仮設トイレ必要基数		

注：着色は骨子（案）での確認及び検討する項目を示す。

8.3 基礎データの整理

8.3.1 地形・地勢

安芸市は、高知市から東へ約40kmに位置する田園都市である。北は四国山地に連なり、香美市、馬路村及び徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市及び芸西村に隣接している。南は東西18.6kmに及ぶ海岸線を有し、土佐湾に面している。

市域の約89%を山林が占め、その山間部を源流とする清流・安芸川及び伊尾木川が市内中央部を南流し、両河川の下流域には肥沃な安芸平野が広がる。市南部を横断する国道55号沿いを中心に、県東部地域最大の市街地が形成されている。

表 8-3 安芸市の地勢

経緯度		最長距離		面積
東経	北緯	東西	南北	
133度49分～ 134度5分30秒	33度26分20秒～ 33度43分	15.9 km	33.5 km	317.16 km ²

8.3.2 気候

安芸市における過去5年間の気象概要を表 8-4 に、令和2年から令和6年の月別平均降水量・平均気温を図 8-1 に示す。本市は太平洋沿岸に位置し、温暖な気候を有する。年間降水量は約 2,100mm と全国的には多いものの、高知市（約 2,700mm）と比較すると総量は少なく、7～8月が特に多い。冬季は比較的少雨であり、季節的な降水変動が明瞭である。

表 8-4 気象概要

	年平均気温 (℃)	日最高 平均気温 (℃)	日最低 平均気温 (℃)	年間降水量 (mm)
R2年	17.9	21.9	14.2	2,384.5
R3年	17.8	22.0	14.0	2,390.0
R4年	17.8	22.1	14.1	1,524.0
R5年	18.1	22.4	14.2	2,117.0
R6年	18.8	23.1	15.1	2,168.0
平均値	18.1	22.3	14.3	2,116.7

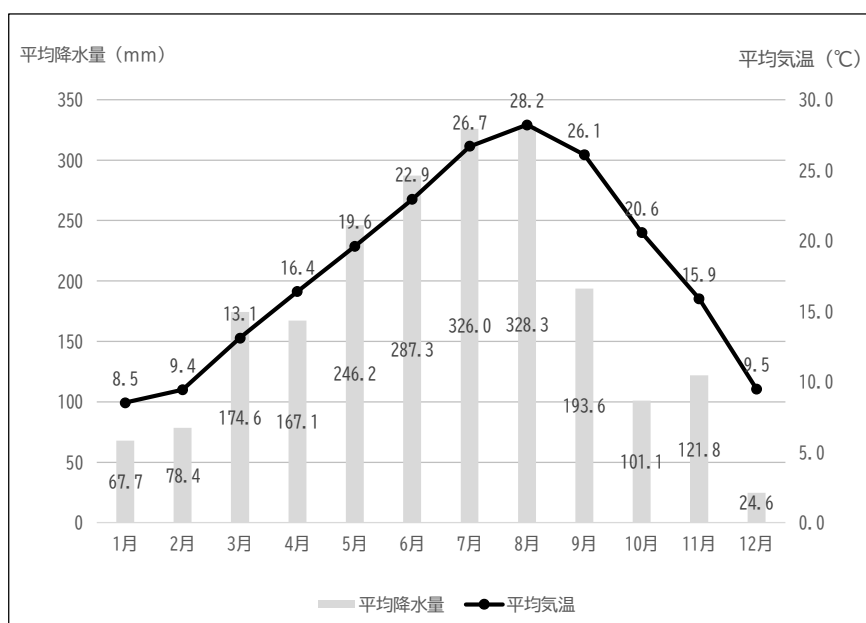


図 8-1 月別平均降水量・平均気温 (R2～R6 年)

出典:気象庁 (安芸地域気象観測所)

8.3.3 その他基礎データ

安芸市における市勢、土地利用、主要道路、産業統計等の基礎データを表 8-5 に整理した。

表 8-5 安芸市における基礎データの整理

項目		データ		出典
概況	面積	317.16 km ²		安芸市統計 (安芸市ホームページ)
	人口	15,377 人		安芸市人口 (年齢別) (令和7年4月現在)
	高齢化率 (65歳以上)	42.9 %		
土地利用	田	972.2 ha	7.6 %	「令和7年度版 高知県統計書」 (令和6年1月1日現在) より作成
	畑	349.9 ha	2.7 %	
	宅地	330.9 ha	2.6 %	
	池沼	- ha	- %	
	山林	1,1034.8 ha	86.2 %	
	原野	74.0 ha	0.6 %	
	鉄軌道用地	15.4 ha	0.1 %	
	その他	31.4 ha	0.2 %	
主要交通		国道55号、高知東部自動車道、安芸道路 (地域高規格道路)		—
産業	農業産出額	89.0 億円		「わがマチ・わがムラ (農林水産省ホームページ)」 (令和5年市町村別農業産出額 (推計))
	製造品出荷額	89.7 億円		「令和7年度版 高知県統計書」 (令和5年経済構造実態調査：製造業事業所調査)
	小売業商品販売額	166.6 億円		「令和7年度版 高知県統計書」 (令和3年6月1日現在)
想定災害		南海トラフ巨大地震 (L1、L2)・水害等		

8.4 事前アンケートの実施

関係者間における意見交換会のスムーズで実効性の高い運営に資することを目的に、事前アンケートを実施し、処理計画改定に参考となる事項（現行処理計画策定後の更新情報、処理計画改定に関する課題、被災経験自治体への質問事項等）について把握するための調査を行った。事前アンケートの結果を表 8-6 に示す。

表 8-6 事前アンケートの結果

No.	項目	質問	市回答
1	災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	現計画策定後に、更新された情報（被害想定、庁内組織体制、収集運搬体制、廃棄物処理の受入先、仮置場候補地の変更・追加、新たな協定の締結等）はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな被害想定（高知県版）は令和 8 年 3 月公表予定 ・令和 7 年 4 月より最終処分場（収集、中間処理）が民間委託化。 ・地域防災計画は毎年度改定。（最新は R7・7 月） ・新たな協定締結（別添参照） ・大規模災害トイレの設置（H30～9 箇所 17 基）
2	災害廃棄物処理計画策定後に新たに講じた対策	現計画策定後に、新たに講じた対策（マニュアルの作成、訓練・研修の実施等）はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害トイレの設置（H30～9 箇所 17 基）（P62 関係）及び訓練 ・県の訓練・研修に参加
3	訓練・研修における課題認識	災害廃棄物に関する各種訓練や研修に参加した際に、疑問や不安に感じたことはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 7 月豪雨以降大きな災害がなく、当時担当した職員も担当部署から離れており、災害時の事務手続き等把握できていない。
4	災害廃棄物処理計画策定後の被災経験・支援経験	現計画策定後に、被災した災害と災害廃棄物対策に関する事例、支援を行った事例等はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定後 平成 30 年 7 月豪雨被災による災害廃棄物対策

No.	項目	質問	市回答
5	災害廃棄物処理計画の認知度と共有状況	既存の災害廃棄物処理計画が、廃棄物担当部署内で共有されているか、他部署との連携が図られているか、また自治会や地域住民に対して、通常の生活ごみとは区分して管理される必要性が認知されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署内においても日常業務で手一杯のため、計画担当以外で計画に目を通すことは少ない。
6	実行性の確保に必要な事項	<p>災害時に発生する廃棄物への対応に関して、以下の事項について、処理計画に記載がなくとも県及び市で検討が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後の広報・情報揭示の場所（住民への周知方法） ・住民仮置場（地域集積所）や管理されていない集積所（いわゆる勝手仮置場）への対応 ・その他、災害廃棄物の実務的な対応策 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報について計画に一定の記載はあるが、日常的に庁内や課内でそういった検討はできていない。 ・住民仮置場から一次仮置場への処理手順は記載あり。
7	災害廃棄物処理計画改定に関する課題	現計画策定後の課題認識、被災経験を経て感じた課題・教訓等はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害も対象となっているが、規模等についての記載がない。 ・各項目において、「検討が必要」程度にとどめていたりして具体的な内容がないところもあるため、発災時の実行性に欠けている。
8	災害廃棄物処理経験のある自治体への質問事項	地震及び水害・土砂災害の被災経験のある自治体への質問事項はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に特に準備すべき事項
9	本業務での追加調査・検討要望事項	本業務で実施を希望する追加調査・検討要望事項はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国県等の計画にあって本市の計画に不足している箇所が必要な箇所の追加 ・実行性を高めるためのチェックリストやマニュアルなど

8.5 関係者間における意見交換会の開催

意見交換会は、安芸市（担当部署及び関係部署）、高知県、環境省の出席のもと開催し、安芸市における課題等の発表及び情報提供等を行った上で、意見交換を行った。意見交換会の内容について、以下に示す。

【安芸市第1回意見交換会 議事概要】	
日時	令和7年10月30日（木） 13:30～15:00
① 土木部との連携について	
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時には家屋被害と同時に道路・上下水道等のインフラ被害が発生するため、災害廃棄物処理は復旧事業と並行して進める必要がある。・ 迅速な対応や積算・補助制度の活用のため、土木部門・建築部門との平時からの連携が重要である。・ 大規模災害時には公費解体が必要となり、解体単価の設定等を含め、建築部門との連携が不可欠となる。	
② 受援体制における課題	
<ul style="list-style-type: none">・ 安芸市では、大規模災害時に市職員のみでの対応は困難であり、外部応援職員の受け入れが前提となる。・ 技術職及び地元職員は、外部支援職員への指示・調整・支援を担う役割が想定される。・ 他自治体では、公費解体に係る受援をどの部署が担っているか把握できていない。	
③ 災害廃棄物処理における補助金	
<ul style="list-style-type: none">・ 道路区域は国土交通省所管、宅地内は環境省所管という整理を前提に、実災害では一体処理し後から按分精算する事例がある。この一体処理の手法は、補助対象になりやすく事務負担の軽減につながるメリットがある。・ 仮置場では、道路由来と宅地由来の災害廃棄物を原則分けて処理する必要がある。・ 分別が困難な場合は、面積や重量による按分で精算する必要がある。	
④ 一次仮置場について高知県と認識の共有	
<ul style="list-style-type: none">・ 高知県としては、一次仮置場の確保・運営は各市町村が担うという認識であり、現在、一次仮置場の面積確保について市町村に依頼している段階である。・ 大規模災害時においても、初動は一次仮置場の運用を市町村が優先する。・ 県は一次仮置場と二次仮置場を当初から同時に運用する想定はしていない。・ 一次仮置場を使用した後、二次仮置場が必要となった段階で、県と市町村は調整しながら対応する方針である。	

【安芸市第1回意見交換会 議事概要】

日時

令和7年10月30日(木) 13:30~15:00

- ・一次仮置場候補地と二次仮置場候補地が重複する場合には将来的な二次仮置場への移行を見据え、一次仮置場を全面使用せず、段階的に利用する運用調整を検討する。

⑤ 矢守教授からのアドバイス

- ・廃棄物処理施設へのアクセス確保については、優先順位を明確にしたうえで、道路啓開計画（医療機関や災害対策本部等の防災重点施設が最優先）のなかで事前に整理しておく必要がある。

（リサイクルプラザへのアクセス不能を想定した場合の代替ルートや一次・二次集積場の確保などを課題として整理し、対応を検討すべきである。）

- ・災害廃棄物処理計画では、課題を1つ又は2つに絞って具体的に取り組むことが重要であり、網羅的対応は実効性を損なう恐れがある。

⑥ (地元) 産業廃棄物処理業者との連携

- ・産業廃棄物処理業者は建設業と関係が深く、道路啓開作業と人員・車両が競合する可能性があるため、事前確認が重要である。
- ・産業廃棄物業者との連携については、協定や管理主体の違いはあるが、同様の業者と連携して進める方向で調整中である。

⑦ し尿処理

- ・津波発生時には、近隣の集落排水施設や下水処理場が使用不能となることが懸念される。
- ・上下水道 BCP に基づき行動する計画であり、津波時には3施設中2施設が使用不可となる想定で進めている。
- ・し尿対応として、「大地くん」(500人・1ヶ月貯留)を17基保有しており8,500人分/1ヶ月貯留可能で、計画想定(8,900人)の約9割をカバーできる。

【安芸市第2回意見交換会 議事概要】

日時

令和7年12月17日(水) 9:00~11:00

① 平時と発災後における土木部との連携

- ・大規模災害用トイレ等の設置工事において、平時から土木部門に積算を依頼するなどの連携実績がある。
- ・災害時には建設課職員が環境課の支援まで手が回らない可能性がある。

② 地元関係者等との発災後の連携

- ・大規模災害時には支援がすぐに入らない場合もあるため、地元業者に見積ベースで委託する判断も現実的な選択肢である。
- ・廃棄物処理業者は建設業を兼ねている場合が多く、役割分担や余力の有無を平時から把握しておく必要がある。
- ・災害初動(発災後3日~1週間)は自力対応が前提となる場合が多く、事前の協定・相談先の確保が重要である。

③ 受援体制の構築

- ・災害廃棄物処理における土木部門への受援は、環境課が主体的に外部(市外・県外)支援を要請できる体制づくりが現実的との意見があったが、環境課単独で他市町村へ応援要請する余裕は乏しく、どこかが取りまとめないと市町村負担が過大になる。
- ・発災後は、被災していない自治体から技術職を含む支援職員が入ることが想定され、地元職員が配置や作業内容を調整する役割を担う必要がある。
- ・災害廃棄物については事務委託等で県が支援することは可能だが、民間・外部業者を直接提供する協定は現状県内中心である。
- ・災害規模に比例して支援助達は遅れる。能登でも支援助開始まで3~4日を要したため、初動期(特にし尿処理)の自力対応が最大の課題とされた。
- ・中国四国地方環境事務所の「ブロック行動計画」では、被災市町村→県→事務所の流れで応援要請し、事務所がブロック内自治体を調整・マッチングする仕組みが紹介された(ただし実務調整は市町村間)。
- ・「D.Waste-Net」や「人材バンク」の活用により、人員の派遣が可能である。

④ 支援人員の受け入れに関する環境整備

- ・応援要請は、初期段階では精緻でなくてもよく、早めに「必要な支援内容・人数規模」を概算で提示することが迅速化につながるとの助言があった。
- ・受援に関し、避難所・災害廃棄物・災害対応マネジメント・支援員拠点スペース確保等は受援担当部所が担う整理であるが、人員・体制面で現状は厳しく、運用が困難との認識が示された。
- ・受援計画では、応援職員の執務スペースの記載があるが、資機材・実務環境・宿泊等の記載が不足していることが課題として挙げられた。

【安芸市第2回意見交換会 議事概要】

日時

令和7年12月17日(水) 9:00~11:00

支援側・受け入れ側で「宿泊・寝具等をどこまで準備するか」を明確化し、「これだけは持参」等をマニュアル化することが有効との提案があった。

- ・ 駐車スペースは割当検討がある一方、執務スペースは庁舎内の会議室等を優先順位で配分する必要がある。

⑤ し尿の収集運搬に関する受援

- ・ 収集運搬支援は人員だけでなく車両も対象となるが、「全都清」等も余裕が少なく、通常運行の空き車両を回す方式が中心である。
- ・ 直営車両が減少し、特に平ボディ車両が不足してマッチングが難しい、し尿等固形化物運搬等で苦勞した事例が共有された。

⑥ 発災後の安芸市におけるし尿処理

- ・ 簡易トイレ・くみ取り対象人口(約4,000人)への対応や、被害状況による「大地くん」破損リスク等、残余リスクと補完策の検討が必要とされた。
- ・ 浄化槽は液状化の影響を受けやすく、広範に使用不能となる想定が現実的との見解が示された。

⑦ 矢守教授からのアドバイス

- (1) 少なくとも局地災害と広域同時災害に分けて計画し、土木部門も交えて訓練すべき(2ケースは対応難易度が大きく異なるため、同一前提で議論すると現実的な整理が難しくなる)。

まずは局地災害で「可能な対応・受援」を具体化することが重要である。

- (2) 南海トラフでは、少なくとも3日間は県内外から支援が入らない前提(場合により3日以上)でプランを立てる。

- (3) タイムラインで災害対応の計画を検討する。

- ・ 発災後72時間程度は、命を守るオペレーションが最優先で道路啓開は病院・広域避難所・物資拠点などの優先順位が高い。電力等ライフライン事業者の車両稼働も必要で、時間的な優先順位付け(リソース配分)が不可欠である。

- ・ 災害のケース別のタイムラインを設定し、し尿処理・災害廃棄物処理・幹線道路啓開・医療救命等が、いつ・どの規模でピークを迎えるかを時間軸で整理することが重要である。

- ・ し尿処理は水害・津波いずれでも発災数時間後から深刻化するため、特に大規模津波では初動期に災害廃棄物処理の比重を下げ、し尿処理へ重点配分する考え方が有効である。

(例：し尿処理へ80~90パーセント程度のリソース配分という発想)

- (4) 検討には、くみ取り人口約4,000人など安芸市の実数値を用いることが不可欠であり、実情データを入れることで議論の具体性・実効性が高まる。

【第3回意見交換会に向けた打ち合わせ概要】

日時

令和8年1月8日（木） 10：00～12：00

- ① 「戦略的支援」と「戦略的受援」は表裏一体である。
- ② 災害廃棄物処理対応における記録の重要性。（1行日記レベルでも毎日の行動を残す仕組みが必要で、可能なら記録専任者を置くべきだという経験に基づく提案）
- ③ 県の二次仮置場としての活用が想定される場合には、補助制度及び経理処理の整理のため、県と事前に協議する。（搬入が一時的に止まるなど、レベルで困難が生じる可能性がある。補助金の経理は県分と市町村分を厳密に分ける必要がある。）
- ④ 民間の処理事業者（協定先）の担当窓口についても計画に明記することが望ましい。

【安芸市第3回意見交換会 議事概要】

日時

令和8年2月27日（金） 10：00～11：30

骨子（案）、改定のポイント、基礎データの整理、事前アンケートの実施、意見交換会概要、資料について安芸市、環境省、事務局で確認を行い、修正及び補足すべき事項等を共有し報告書を作成することとした。

資料番号	出典名及び URL
7-1	<p>「東京都北区災害廃棄物処理計画」(令和7年3月) p.60 https://www.city.kita.lg.jp/city-information/policy/1018355/1018356/1002102/1002113.html</p>
7-2	<p>「(群馬県)大泉町災害廃棄物処理計画」(令和7年3月) p.37 https://www.town.oizumi.gunma.jp/s024/gyosei/010/010/040/saigaihaikibutsu-plan-R7.pdf</p>
7-3	<p>議題⑤ 浄化槽に係る災害対応について(環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 令和6年7月26日) p.6 https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20240726_gidai05.pdf</p>
8-1	<p>「かつらぎ町 大規模災害時のごみの出し方」(災害廃棄物処理住民啓発モデル事業) https://kinki.env.go.jp/recycle/post_69.html</p>
8-2	<p>「片付けごみ対応マニュアル(汎用版)(案)」(大阪府 環境省近畿地方環境事務所 令和5年3月) p.11 https://kinki.env.go.jp/content/000126033.pdf</p>
8-3	<p>「災害廃棄物対策指針」【17-3】収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項 https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/055_gil7-3.pdf</p> <p>「もしもの時の災害廃棄物ハンドブック～新宿区災害廃棄物処理計画 概要版～」(令和2年3月) https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man/after_tokyo_shinjuku_city/after_tokyo_shinjuku_city_summary_ja.pdf</p>
9-1	<p>「(奈良県)王寺町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月) p.16 https://www.town.oji.nara.jp/kakuka/jyuminfukushibu/jyumin/gyomuannai/keikaku/8388.html</p>
9-2	<p>「片付けごみ対応マニュアル(汎用版)(案)」(大阪府 環境省近畿地方環境事務所 令和5年3月) p.14 https://kinki.env.go.jp/content/000126033.pdf</p>
10	<p>「千葉県災害廃棄物処理計画～資料編～」(平成30年3月) p.41 https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/disaster/documents/saigaikei-shiryo-chiba.pdf</p>
11	<p>「災害廃棄物対策指針」【技12】被災地でのボランティア参加と受入 p.1 https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/043_gil2.pdf</p>
12	<p>「高知市災害廃棄物処理計画 Ver. 2」(令和3年3月) p.36 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/saigai-haikibutushori-plan2.html</p> <p>「仙台市災害廃棄物処理計画」(令和6年4月) p.33</p>

資料番号	出典名及び URL
	https://www.city.sendai.jp/kikakukehatsu/disaster_waste.html
13	「災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き」（令和7年3月） p.2、11 https://kinki.env.go.jp/content/000309636.pdf
14-1	「災害廃棄物対策指針」【参 22】 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府（防災担当） 平成 29 年 3 月） p.24 https://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf
14-2	「災害廃棄物対策指針」【技 12】 被災地でのボランティア参加と受入 p.25、26 https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/043_gil2.pdf
15	「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」（国土交通省 令和7年8月） p.22 https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001334502.pdf
16	「災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き」（滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 環境省 近畿地方環境事務所 令和5年3月） p.18 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/330513.html

資料 1

第 1 編 総則

第 1 章 背景及び計画策定の目的

高知市では、平成 25 年 5 月に高知県が公表した「南海トラフ巨大地震による被害想定概要」を基に、環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定）（以下「環境省指針」という。）や「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」（平成 26 年 9 月策定）を踏まえた「高知市災害廃棄物処理計画 Ver. 1」（以下「市計画 Ver. 1」という。）を平成 27 年 3 月に策定した。

「市計画 Ver. 1」は、計画策定上の重要な前提条件が見直された場合に見直すこととしており、平成 30 年 3 月に「環境省指針」の改定があったこと、また「高知県第 3 期南海トラフ地震対策行動計画」に基づき対策を進めたことによる減災効果を反映した「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 2」（以下「県計画 Ver. 2」という。）が平成 31 年 3 月に策定されたことなどを踏まえて、当該計画を見直し、「高知市災害廃棄物処理計画 Ver. 2」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

本計画は、「市計画 Ver. 1」を踏まえて、主に南海トラフ地震を想定し、東日本大震災の知見に基づき策定するものであるが、日本国内では、平成 30 年 7 月豪雨災害や、令和元年の中部関東地方の台風 19 号災害、令和 2 年 7 月豪雨災害など、毎年のように大規模な豪雨災害が発生しており、改めて風水害における災害廃棄物処理対策の必要性が認識されている。本市においても、過去に平成 10 年 9 月の集中豪雨災害や平成 26 年 8 月豪雨災害などを経験し、本市の気象特性から今後も豪雨災害の発生が想定されることから、風水害対策における災害廃棄物処理についても、併せて見直しを行った。

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るためには、災害廃棄物の処理過程で必要となる仮置場候補地の選定や、本市の処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合の仮設処理施設の設置、県外広域処理及び事務委託等の仕組みの確立等、支援・受援どちらの立場となっても、主体的かつ迅速な対応ができるようなスキームの確立が不可欠であり、**今後も、適宜見直しを行いながら、**より実効性のある計画にしていく。



庁内他部局とは、どんなことで連携が必要？

防災関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る各種情報共有 (被害状況、復旧状況、避難所開設状況など) ・他自治体等からの支援に関する総合調整
土木・建築関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の用地確保や整備等に係る事務 ・土木関係の発注事務 ・流入土砂、流木等への対応
下水道関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の下水道での受入 ・仮設トイレ関係
福祉関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア関係 (社会福祉協議会との調整など)
財務関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・予算関係対応 ・補助金関係対応
市民関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報関係対応 (ウェブサイトへの掲載など)
道路関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路障害物の撤去 ・道路の復旧

出典：「水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック」(環境省) p.11

<https://kyushu.env.go.jp/content/000127341.pdf>

資料 2-2

－ 組織体制に土木・建築職が必要である旨について －

防災基本計画及び環境省指針による優先順位の原則は、以下に示すとおりである。

- ① 人命救助・避難誘導 → 最優先（発災直後）
- ② 医療・救援物資供給・避難所運営
- ③ 道路啓開（緊急輸送路確保）
- ④ 災害廃棄物の応急撤去・仮置
- ⑤ 復旧・復興（環境修復、再資源化、恒久対策）

災害廃棄物処理は、環境部門が中心となって実施される業務である一方で、実際の現場対応や処理の実行段階においては、土木部門の技術・資源・人員との連携が不可欠である。特に、発災初動期から応急復旧期にかけては、廃棄物処理と土木応急対応が時間的・空間的に重なり、両者の業務範囲が密接に交錯する。

その理由は以下のとおりである。

① 道路啓開・アクセス確保が廃棄物処理の前提

発災直後は人命救助が最優先となるが、その後のがれき撤去・仮置場への搬入は、道路の啓開がなされなければ実施不可能である。

道路啓開作業は通常、土木部門が所管し、重機・建設業協会等との協定を活用して進められるため、「災害廃棄物搬出ルートの確保＝土木応急対応の成果」である。

すなわち、災害廃棄物処理の開始は土木部門による応急交通路の復旧に直接依存しており、両者の工程調整が不可欠である。

② 仮置場の造成・整地・排水対策等、土木的施工管理

仮置場の設置には、面積確保や路盤強化、排水処理、遮水シート設置、車両動線整備等、土木施工の知識と資機材が求められる。

特に大規模災害では、地元建設業者が重機・ダンプ・盛土材を提供する形で土木支援が行われ、環境部門単独での対応は困難である。

したがって、仮置場設計・整地・仮設インフラ整備の段階で、土木部門の技術支援と協定業者ネットワークの活用が必要である。

③ がれき撤去・分別・搬出業務の多くは土木工事的性格

災害廃棄物は建物解体廃材、土砂、コンクリート塊、木材、生活系ごみなど多様であり、これらの撤去・運搬・一時保管には、重機操作・仮設道路設置・車両誘導など土木施工管理の要素が多分に含まれる。

特に、河川・港湾・道路など公共施設に堆積したがれき等の処理は、土木工事と災害廃棄物処理の境界が曖昧になることが多く、両部局の役割調整が極めて重要となる。

④ インフラ復旧と災害廃棄物処理は工程的に並行

応急復旧期には、道路・上下水道・河川構造物等の復旧工事と、災害廃棄物撤去・中間処理が同時進行となる。

このため、仮置場や搬出ルートの利用調整、再資源化施設の稼働タイミング等、施工スケジュールを共有する必要がある。

災害廃棄物処理の進捗が遅れると、復旧工事の障害物除去が完了せず、インフラ復旧全体に遅延を及ぼすおそれがある。

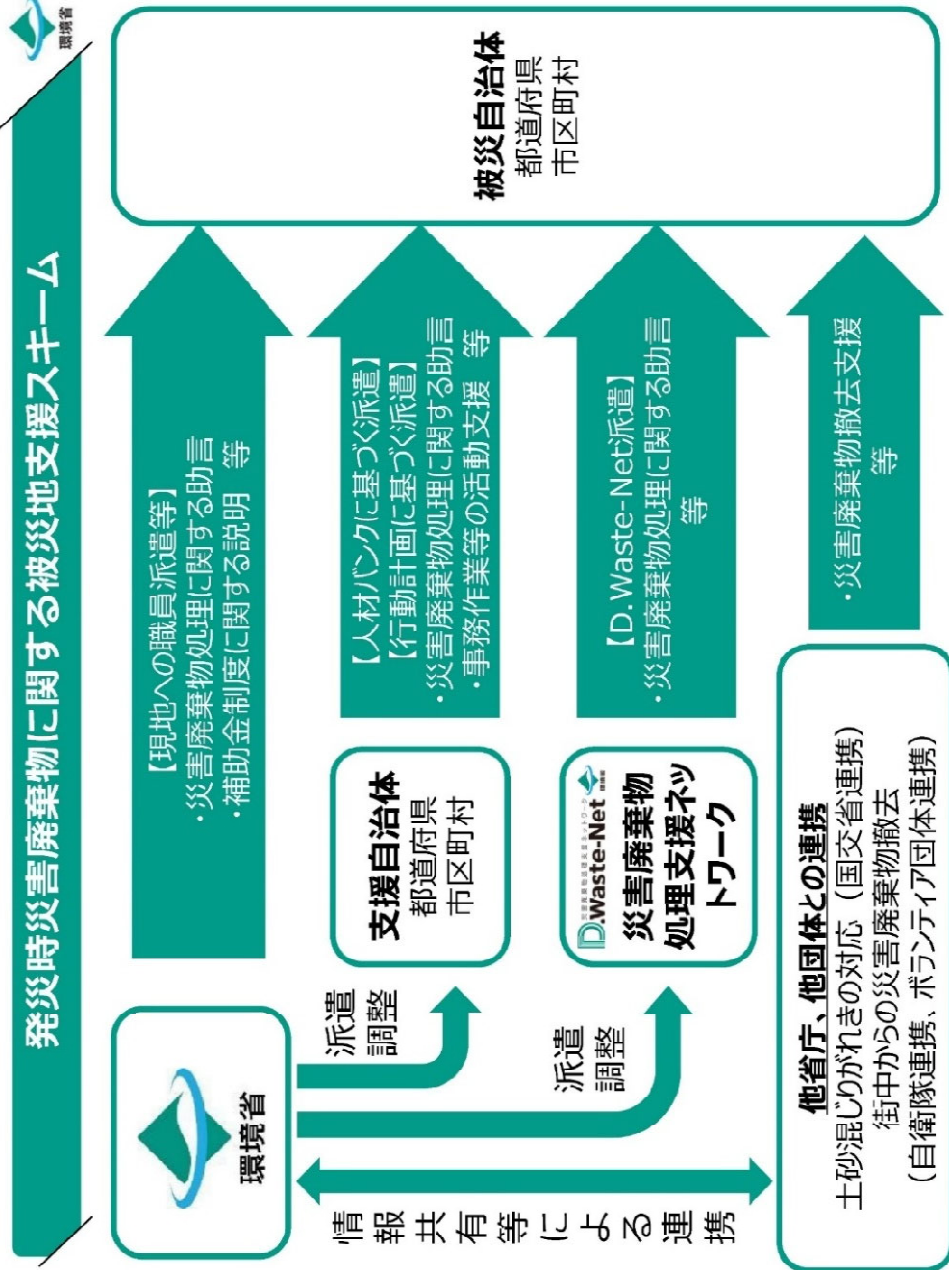
⑤ 統合的な現場調整が行政の信頼性を向上

災害対応期において、環境部門と土木部門の連携が不十分な場合、現場では「がれき撤去の優先順位」「運搬ルートの重複」「仮置場の混乱」といった問題が生じるおそれがある。

これを防ぐため、両部局間での統合的な現場調整体制（例えば環境部門・土木部門合同の現地調整班や情報共有会議）設けることが、円滑な処理と住民信頼の確保に直結する。

- まとめ -

- ◆ 災害廃棄物処理計画を策定・改定する際には、土木部門を計画策定委員・協定協議の正式メンバーとして位置付けることを検討する。
- ◆ 仮置場候補地の選定や撤去対象の優先順位付けには、土木部門が保有する GIS・道路管理台帳・施工能力情報を活用する。
- ◆ 年次訓練や計画の点検の際には、道路啓開・仮置場造成・運搬ルート確保を一体で演習する「環境部門×土木部門合同訓練」を導入することが効果的である。



出典：「環境省における災害廃棄物対策の取組について」（環境省 令和7年9月） p.22

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/d_waste_net/pdf/symposium_250906_lecture_02.pdf

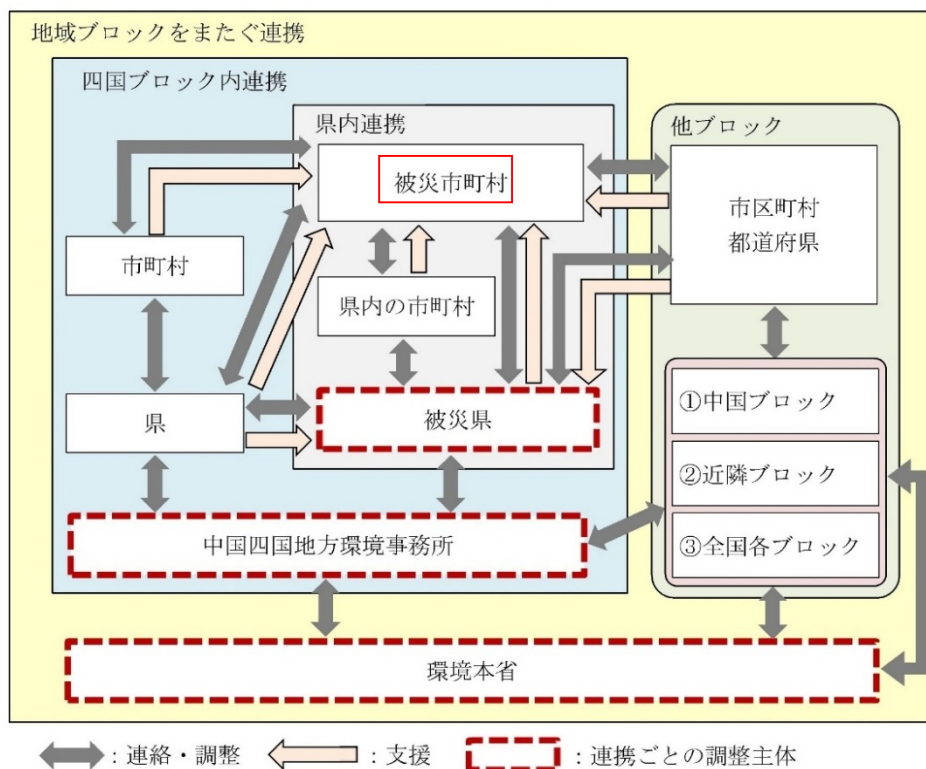
3. 地域ブロックをまたぐ連携

災害の規模が大きくなり、四国ブロック内の複数の県が同時に被災する等、四国ブロック内での連携のみでは迅速な災害廃棄物の処理が困難な場合には、「地域ブロックをまたぐ連携」が必要になる。

四国ブロックを管轄する中国四国地方環境事務所は、同様に中国ブロックも管轄しており相互のブロック行動計画に関して平素より把握していること、両ブロックは災害等発生時の広域支援に関する協定を締結していること等、中国ブロックと四国ブロックにおいては、従前より相互連携に向けた情報共有が進められている。このため、四国ブロックにおいて地域ブロックをまたぐ連携が必要となった場合に備え、中国ブロックと柔軟に相互連携ができるよう、平時から本計画に基づく連携手順等を共有しておく等の情報共有を進める。

また、災害廃棄物処理に向けてさらに広域の連携が必要となった場合に備え、そのほかのブロックとも相互連携を検討する。特に、隣接する近畿ブロック、九州ブロックとは地域ブロック間の相互連携のあり方について、今後検討を進めていく必要がある。

図表 III-5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



出典：「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（環境省 災害廃棄物対策四国ブロック協議会 令和4年3月） p.20

https://chushikoku.env.go.jp/shikoku/recycle/post_6.html

資料3-2-1

【被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）】

※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる

※「応援要請内容」については、不要な項目は削除した上で、応援を要請する項目のみを記載する。

※応援要請リストを活用する場合は、記入済みの応援要請リストを本メールに添付する。

※下記の内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

(本文)

(県担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容

《人員》 〇人 〇日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (〇人 〇日)
- 廃棄物系技術者 (〇人 〇日)
- 土木系技術者 (〇人 〇日)
- その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》 〇台 〇日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (〇台 〇日)
- し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
- 仮設トイレ (〇基 〇日)
- その他車両・資機材 (内容: _____) (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

- (_____) (数量: 〇台・基 期間 〇日)

資-6

出典：「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画） 資料編」（環境省 災害廃棄物対策四国ブロック協議会 令和4年3月） 資-6

https://chushikoku.env.go.jp/shikoku/recycle/post_6.html

対応区分	拡大適用の日付		日付				
	平日	平日 (予定)	平日 午後6時～ 午後9時	平日 午後12時～ 午後4時	平日 午後3時～ 午後5時	平日 午後7時～ 午後9時	平日 午後9時～ 午後11時
1 継続廃止の確立	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保	非汚染の建設物の搬出 → 空倉確保
2 情報収集、処理方針の判断	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有	情報収集の旨、手続の確認 → 情報収集・関係先との情報共有
3 生活ごみ、し尿の処理	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立	生活ごみ、し尿の処理 → 広域清掃の確立
4 災害廃棄物の処理	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立	災害廃棄物の処理 → 広域清掃の確立
5 継続する処理方針の確保	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定	継続する処理方針の確保 → 処理方針の決定

初動行動のタイムシート

出典：「水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック」（環境省） p.5

<https://kyushu.env.go.jp/content/000127341.pdf>

資料 4-2

第1章 総則
第6節 災害廃棄物処理の流れ

<風水害>

時系列	取組事項
発災が予想される時	<p><清掃車等の避難準備></p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮等）に備えて、情報収集体制がとられた場合、生活環境部（リサイクル清掃課・北区清掃事務所）は清掃車、資機材、地図等の退避準備等を検討する。 検討の結果、退避準備等が必要な場合は、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所は清掃車等の退避準備を職員に命じる。 休務日または閉庁時間帯においては、電話・メール等による参集準備を行う。 <p><清掃車等の退避></p> <ul style="list-style-type: none"> 休務日及び閉庁時間帯に、区災対本部が高齢者等避難の呼びかけを行った時は、連絡を受けた要員はただちに北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所に参集する。 区災対本部が避難指示を出した時は、区災対本部と下記の場所について調整し、避難させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 北区役所第一庁舎 イ. 滝野川分庁舎 ウ. その他 清掃車両に限らず、高台避難を実施する可能性があるため、平常時より防災・危機管理課と調整を行う。 <p><職員の避難></p> <ul style="list-style-type: none"> 北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所の職員は区内高台へ避難する。 <p><水害時災害廃棄物処理計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 水害のうち、広域かつ大規模な被害が予想される荒川の氾濫想定に基づき、廃棄物の発生量及び収集・運搬方法等について計画を立てる。（今回、災害廃棄物処理計画に含む）
発災直後	<p><臨時清掃事務所の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> 北区清掃事務所の機能が失われた時は、復旧までの間、浸水区域外で業務を行う。拠点については、遊休施設等を含め複数の候補地を検討していく。

資料 4-3

第1編 総則 第3章 基本的事項

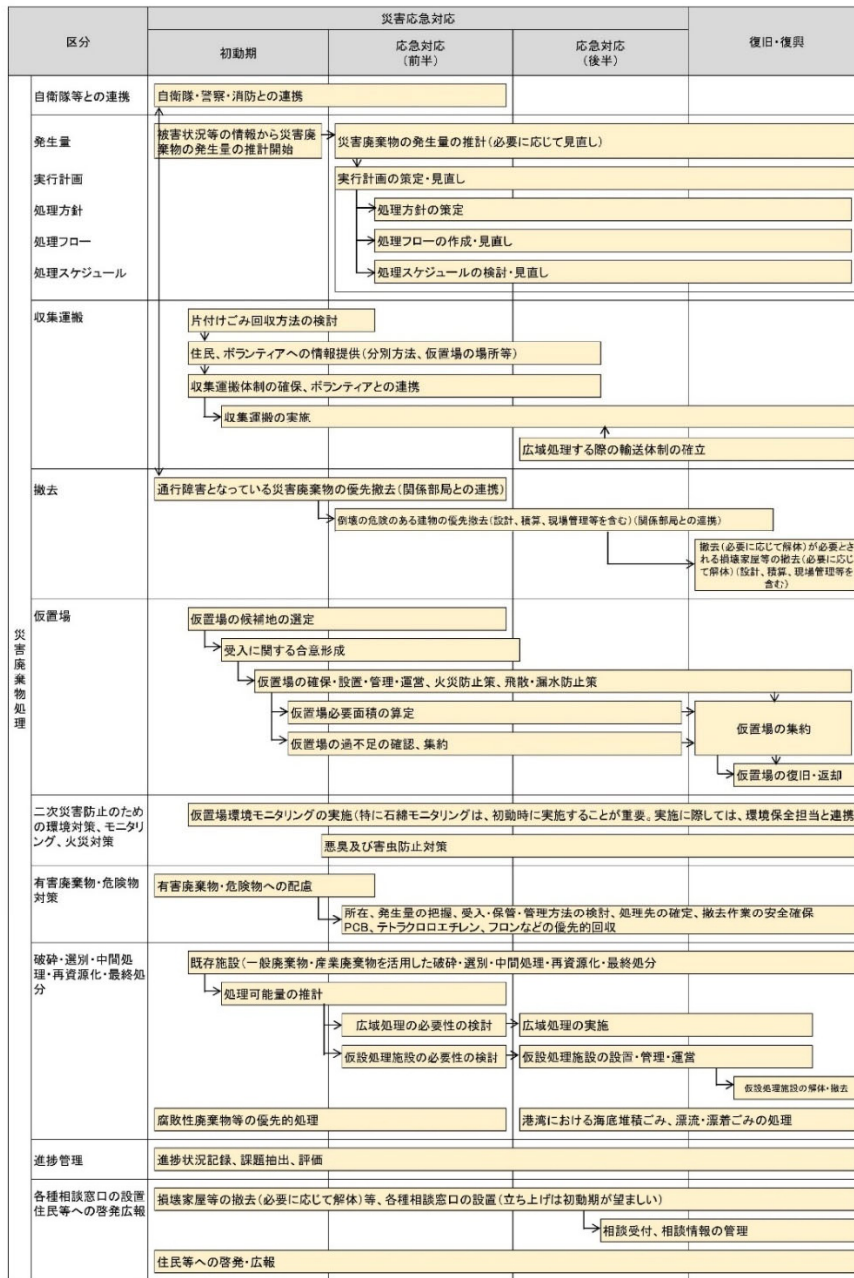


図 1-3-4 災害廃棄物処理

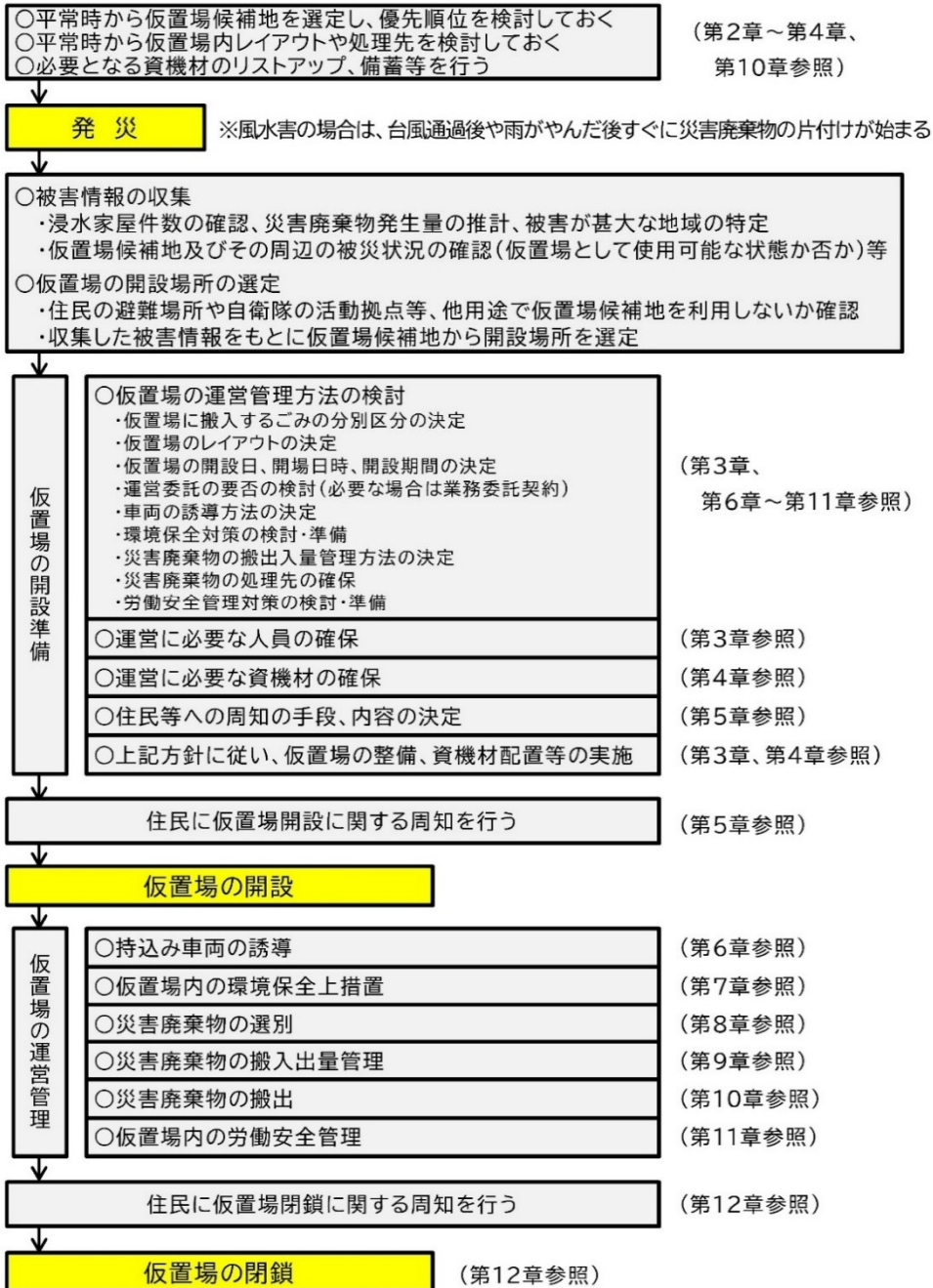
出典：「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 平成30年3月)(本編) p.1-44

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/guideline/pdf/position_of_pointer_main.pdf

4. 仮置場の設置・運営に関する流れ

仮置場の設置・運営に関する流れのイメージは、以下のとおりです。

図 1-1 仮置場の設置・運営に関する流れのイメージ



資料 6

第3部 分別・処理戦略

3-6 全壊家屋等の解体・撤去と分別

茶山修一

一部抜粋

業務上の注意点

市町村においては、全壊家屋の解体・撤去を受け付ける場合、以下の点に十分留意すべきである。

①り災証明の発行状況、②受け付け期間、範囲、対象者、③申請時に確認すべき書類、④受け付け及び事業執行の体制、⑤解体・撤去作業を実施する事業者への発注、⑥被災者への案内・広報手段、⑦解体・撤去に伴い発生するがれき類の処分方法、以上については災害廃棄物を担当する部署において早期に計画する必要がある。

全壊判定を受けた家屋等とはいえ、見た目はさして被災したように見えない場合や、建物の柱や壁がそのまま残っている場合もあり、これらを撤去するために「解体」作業を伴うことがある。そのため、公費解体は建設系業務の側面を持つものと考え、市町村において体制を整える必要がある。特に大規模な災害の場合には、④に関連し、庁内に廃棄物・土木・建築・財務等からなる専門チームを立ち上げる必要がある。

また、全壊家屋等を解体する際、一般的な住宅を例にすると、作業員4人程度のほか重機とダンプ、交通誘導員も加えたチームで1週間程度かかるケースが多い。ここから、被災状況、全数解体完了目標時期に応じたチーム数を手配する必要がある。なお、マンション等の大型建築物の場合には、通常のチームとは異なる大掛かりな体制が必要になる。

いずれにしても全壊家屋等を解体・撤去する場合には、市町村、解体工事業者ともに相応の体制が必要になるため、被災規模が大きく、多数の全壊判定が予想される場合には、庁内はもとより解体工事を委託することになる事業者または事業者団体と早期に対応を協議しておく必要があろう。

申請する所有者においては権利関係を整理し、解体にともないトラブルが起きないように準備することが求められ、申請に際しては延床面積がわかる公的書類も必要である。このため市町村はこれらも十分に周知する必要がある。

なお、これまでの大規模な災害に見舞われ、全壊家屋等を解体・撤去した市町村においては、まずは建て方（木造か非木造か）に応じた床面積1平方メートルあたりの解体費用をあらかじめ算出し、これに延べ床面積を乗じて費用を算出する方法によったところがほとんどであり、その際の予算執行上の支出科目は「委託料」で執行している。一方、マンションなどの大規模建築物では個別の解体設計を行い「工事請負費」で対応したケースが多い

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」（一般社団法人廃棄物資源循環学会 編）朝倉書店 p. 54

資料 7-1

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

1) に断水による仮設トイレ必要人数を足しあげた人数に基づき、処理が必要となるし尿発生量を計算すると、177,939L/日となる。これらのし尿ごみを平ボディークラークで運搬(1台あたり5往復/日)することを想定した場合は、平ボディークラーク(2トン)の必要台数は、約18台/日である。

【資料編 p. 39 資料7 し尿処理に必要な資機材量の推計結果】

(4) 災害用トイレの分別排出

避難所や各家庭で使用されることが想定される災害用トイレは、燃えるごみと同様に焼却処理することができるが、燃えるごみとは運搬方法が異なるため、分別収集の必要がある。また、長期間放置すると固形化し焼却処理が難しくなるため早期に収集・運搬する必要がある。そのため、区(生活環境部)は、災害用トイレの分別排出方法について、平常時より区民に広く周知する。

【検討事項】

- ・区民が排出する際の留意点
- ・回収場所
- ・回収頻度
- ・区民への周知の方法
- ・運搬車両の確保
- ・運搬方法
- ・給油方法

資料 7-2

- 者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達する。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整しておく。
 - 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておく。

第3節 し尿等の収集運搬・処理

1 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立する。
- 携帯トイレ・簡易トイレは可能な範囲で平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時にし尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。なお、携帯トイレ・簡易トイレを人力で積み込めない場合は、クラム車（重量物つかみ取り用ポケット付き車両）等の必要な重機を確保する。
- し尿はバキューム車により収集運搬する。
- 委託業者及び協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【作業計画の策定】

- し尿収集必要量を推計する。
- し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、作業計画を検討する。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とする。

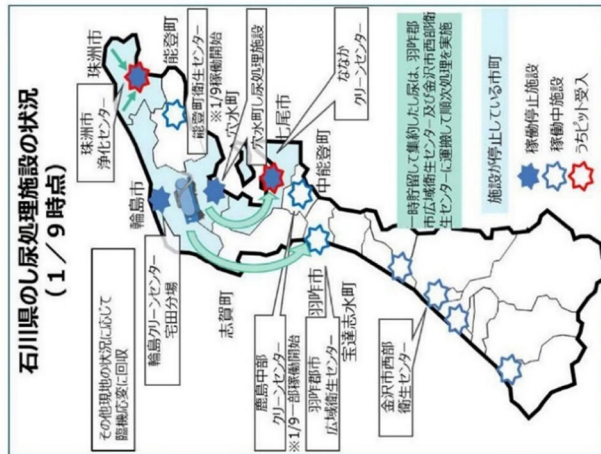
【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
- し尿処理施設が操業再開しておらず、下水処理施設が稼働している場合には、し尿をバキューム車からマンホールに直接投入又は下水処理施設へ搬入して下水処理するため、下水道部局と廃棄物部局で速やかに調整する。
(国土交通省下水道部「下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)」を参照)

避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について②



段階	課題	対応
発災初期（1月上旬） 一時受入れ施設の活用、簡易トイレの回収	<ul style="list-style-type: none"> 被災によりし尿処理施設が稼働停止となったため、広域でのし尿処理が必要となった結果、輸送距離が長くなり輸送効率が低下。 避難所の簡易トイレから発生した固形ごみについても、回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）について、維持・徹底が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 停止中の施設の受入れタンクを一時受入施設として活用する他、下水処理場の活用により処理体制を整備し、パキユームカーの輸送効率を向上。 固形ごみについて、地元自治体のパッカー車に加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣により回収を実施。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。



【使用後の簡易トイレの回収の流れ（イメージ）】



使用後簡易トイレと可燃ごみを袋の色分けによる

出典：議題⑤ 浄化槽に係る災害対応について（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 令和6年7月26日） p.6

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20240726_gidai05.pdf

大規模災害時の生活ごみの出し方

災害直後はごみ処理施設、被害地域の確認のために、ごみ収集は**一時的に停止**する場合があります。次の点にご理解とご協力をお願いします。
 災害発生から**数日間**はごみをご自宅でご保管していただくかなくてはならない場合があります。
 収集再開後は、生活ごみ、使用済非常用トイレなど**腐敗しやすい「可燃性ごみ」**から優先して回収します。



数日間収集できなくなる場合があります。再開後、可燃性ごみから収集します。

不燃性のごみや資源ごみは、町から連絡があるまでは、**自宅で保管**をお願いします。

平时的な備え

- 災害が起きたら、普段は使っていないものもごみとなってしまいます。**不要なもの**は、**平時のうち**にできるだけ処分するようしましょう。災害時のごみを減らすだけでなく、**避難通路の確保**にも役立ちます。
- 家具や電化製品は、できる限り壁や天井に**固定**するようにしましょう。倒れにくくしておくことで、**転倒によるけがを防ぎ、身を守る**ことにつながります。また、**破壊を防ぐ**ことができ、災害時のごみを減らすことにもつながります。

町では3ヶ月に1度、可燃粗大ごみの予約収集を行っています！



販売店、メーカーにご相談ください。

お問い合わせ先

かつらぎ町役場 環境課 住民環境係
 〒649-7192 かつらぎ町1-7-10
 TEL 0735-22-6432 E-mail: kankyo@town.katsuragi.wakayama.jp
 FAX 0735-22-6300(内線)

環境省 近畿地方環境事務所

大規模災害時の ごみの出し方

令和4年3月作成

保存版

かつらぎ町



災害ごみとは？

災害ごみ(災害廃棄物)

災害によって被害を受けたことのできるごみ

● 家具、家電製品、重、瓦など

生活ごみ

被害を受けたものではなく、普段通り生活して出るごみ

● 生ごみ、資源ごみなど

大規模な災害が発生すると、家や建物の浸水や倒壊、破損により大量のがれきりや家具、家電などのごみが一斉に発生します。このように**災害によって発生した廃棄物を「災害ごみ(災害廃棄物)」**といいます。

災害の規模によっては、災害ごみの処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期復興のためにも排出時の分別が重要です。災害ごみはサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、災害ごみと生活ごみのそれぞれの分別区分に当たって排出していたら、ご協力をお願いします。

出典：「かつらぎ町 大規模災害時のごみの出し方」(災害廃棄物処理住民啓発モデル事業)

https://kinki.env.go.jp/recycle/post_69.html

図表 2.2-2 片付けごみ回収戦略を決定する際に考慮する事項

排出場所の判断要素(災害規模・地域特性)

住民による片付けごみの「排出場所」を決定するための判断要素には、以下のものが挙げられます。平時のごみ収集方法をベースに、地域に応じて排出場所を検討する必要があります。

検討要素	種類	戸別	集積所	仮置場	備考	
災害の規模	大規模	△	◎	◎	大量の片付けごみのため、集積所・管理が必要、仮置場への直接搬入は渋滞・収集車両人員不足が発生。	
	中規模	△	△	◎	他の検討要素を踏まえ、集積所、戸別回収を選択。	
	小規模	○	△	○	戸別回収により、通常の収集方法で対応可能、仮置場不要を検討。	
地域特性	住居種類	戸建て	○	△	◎	前面道路幅、ガレージや庭への保管も含め検討。
		長屋建て	△	◎	○	敷地・道路が狭隘で家の前への排出が困難。
		共同住宅	△	◎	○	共同敷地面積によるが、排出場所の確保が困難な場合は駐車場の活用を検討。マンションや集合住宅の管理組合等に、災害時のごみ排出場所を日頃から住民と話し合うよう働きかけることが望ましい。
	土地利用	住宅密集地	△	◎	△	人口密集地における戸別回収は困難、集積所確保が必須。
		農村地	○	△	◎	広い家屋に集積し、自家用軽トラで直接仮置場搬入も可能。
	準工業地	△	○	◎	職住近接、集積所、運搬車両の調達など事業者との協力の可能性。	
	世帯構成	高齢者世帯	◎	△	△	高齢者世帯が多い地域は、片付けごみの排出や運搬にボランティア等の援助が必要。
	自治会等住民組織の機能	良好	△	◎	○	防災意識の高い自治会等住民組織が機能している。
		可能	△	△	○	自治会等住民組織は活発ではないが、発災時には機能する可能性あり。
不可	○	△	○	自治会組織率が低く、地域での防災意識が低い可能性あり。		

△ ○ ◎：目安として示したものであり、地域に応じて総合的に判断する必要があります。

収集計画の作成にあたって定める事項

平時の収集運搬体制をもとに以下の項目を検討し、収集計画を作成します。

対応が困難な場合は、支援要請により車両・人員を確保し、収集エリア、集積所、収集物等の分担を検討し、収集計画を作成します。

項目	内 容
収集車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両数の確保 ※優先順位例：①自治体保有車両→②委託事業者→③一般廃棄物の許可車両→④産業廃棄物関係事業者やトラック協会等の車両→⑤他自治体への支援要請 運搬車両の選定（回転板式パッカー車、プレスパッカー車、平ボデー車、ダンプ車等）
収集物の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（生ごみを含む燃えるごみ）のみ収集 資源ごみ収集の一時中断（缶・ビン・ペットボトル等の資源は一時的に自宅で保管） 粗大ごみ収集の一時中断（災害ごみとしての排出は禁止）
輸送	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の活用（災害廃棄物運搬車両への通行許可証対応） 支援自治体等の支援区域割りによる効率的な収集の検討
対応時間	<ul style="list-style-type: none"> 業務時間の延長・土日祝日収集の実施 ※早朝収集で「家庭ごみ収集」、午後から「片付けごみ収集」を行ったり、「資源ごみ収集日」を「片付けごみ収集日」に変更するなど、日程や時間帯による対応を災害の状況によって検討

片付けごみの回収戦略に関する検討	
1. 検討の目的	1
2. 片付けごみの回収戦略の検討	1
(1) 回収戦略を検討するに当たっての前提条件	2
(2) 回収戦略を検討するに当たっての留意事項	3
(3) 回収戦略の検討手順と判断要素	4
(4) 片付けごみの回収戦略	6
(5) 他自治体から支援を受けるに当たって準備する事項	17
(6) 検討した回収戦略の実行性を向上させるための長期的な戦略	17
参考: 片付けごみの回収に必要な人員、車両・重機等	18
参考: 片付けごみの回収車両、重機	20

出典：「災害廃棄物対策指針」【17-3】収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/055_gi17-3.pdf

家庭ごみ

災害時でもやすごみの収集は、出来る限り早期に行う予定です。分別などごみ出しルールも書段とおり守ってください。ただし、燃やすごみ以外のごみは、災害の規模によっては一時的に収集を停止する場合がありますので、その場合は収集を再開するまで袋の中で保管をお願いします。

災害廃棄物の出し方

災害時には、とても多くの災害廃棄物が出るのが想定されます。ごみをしっかり分別していただくことが、早期の復旧・復興に繋がります。1日でも早くごみが片付くようご協力ください。

マンション等にお住まいの方

お住まいのマンションや自治会等で、災害時に決められたごみの排出ルールがある場合、そのルールに基づいて排出してください。

高齢者や支援が必要な方

壊れた家具などの片付けに人手が必要な場合は、無理をせず区が設置するボランティアセンターを通じて、ボランティアに協力を依頼してください。

避難所ごみ

避難所に避難した場合も、ごみの分別はしっかりお願いします。分別方法や集積場所などのごみ出しルールは、避難所によって異なる場合があります。お互いに少しでも快適に過ごすため、またトラブル防止のためにも、避難所のルールをしっかりと守ってください。

燃やすごみ、燃やさないごみは、しっかりと密封してから捨てるなど、工夫しましょう。

避難所ごとに、決められた場所に捨てましょう。決められた分別どおりに捨てましょう。

片付けごみ

大規模な災害が発生した場合、壊れた家具や電化製品、割れた食器や窓ガラスなどの片付けごみを持ち込む仮置場を設置します。おやみに自宅の前や道路に置かないでください。仮置場では、持ち込めるごみの種類を限定する場合や、持ち込める時間帯を限定する場合があります。各仮置場のルールをしっかりと守るよう请您してください。

壊れた家電製品
割れたガラスや陶磁器
壊れた家具
じゅうたん、布団など
畳

帰宅困難者の方へ

電車やバスの運行停止で帰宅・移動ができなくなった方は、おやみに移動しようとせず、会社や学校などの滞在施設で待機をお願いします。その際に発生したごみは、各施設管理者の指示に従って、決められた場所に分別して捨ててください。

仮置場以外の場所に、災害ごみを捨てないでください。また、仮置場に持ち込む場合も、しっかりと分別をお願いします。

出典：「もしもの時の災害廃棄物ハンドブック～新宿区災害廃棄物処理計画 概要版～」(令和2年3月)

https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man/after_tokyo_shinjuku_city/after_tokyo_shinjuku_city_summary_ja.pdf

資料 9-1

表 3-1-2 水害廃棄物の特徴

種 類	特 徴
粗大ごみ等	<p>■水害により一時的に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。 ・水分を含んで重量がある量や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは量等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。 ・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。 <p>■流木等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水により流されてきた流木やビニル等、平時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
し尿等	<p>■水没した汲み取り槽や浄化槽を清掃した際に発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設トイレからの汲み取りし尿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の確保の観点から、水没した汲み取りトイレの便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

出典：水害廃棄物対策指針(平成 17 年 6 月 環境省)

図表 2.3-3 被害規模と災害廃棄物発生量（推計）及び処理期間【風水害】

災害名（発生年月）	降水量等の規模	損壊家屋数	処理期間	災害や被害の特徴
伊豆大島豪雨災害 H25年10月	1時間降水量:122.5mm 24時間降水量:824.0mm 平年降水量の約2.5倍	全壊:50 半壊:26 一部損壊:77	約1年 23万トン	・山腹崩壊が起こり、道路、集落、溪流、漁港等に土砂が流出。
広島県土砂災害 H26年8月	1時間降水量:121mm 24時間降水量:287mm 土砂災害166か所（うち土石流107か所、がけ崩れ59か所）が発生	全壊:179 半壊:217 一部損壊:189 浸水被害:4,164	約1.5年 52万トン （土砂流木等含む）	・台風第12号、11号が相次いで日本列島に接近し、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続（線状降水帯）した。結果、同時多発的に大規模な土砂流が発生した。
関東・東北豪雨 （常総市）H27年9月	1時間降水量:75.5mm 24時間降水量:651mm 平年降水量の2倍以上	全壊:53 半壊:5,054 浸水被害:3,220	約1年 5万2千トン	・常総市三坂町地先（鬼怒川左岸21.0km付近）における市の約1/3の面積に相当する約40km ² が浸水し、常総市役所も孤立した。
平成30年7月豪雨 （岡山県、広島県、愛媛県） （平成30年7月）	6月28日～7月8日までの総降水量 四国地方:1800mm 東海地方:1200mm を超える。平年降水量の2～4倍	全壊:6,539 ^(※1) 半壊:9,511 ^(※1) 一部損壊:3,196 ^(※1) 床上浸水:6,515 ^(※1) 床下浸水:14,330 ^(※1)	約2年 岡山県:約44万t 広島県:約6万t 愛媛県:約11万t	・西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨。 ・特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新。
平成30年台風第21号 （平成30年9月）	最大風速 室戸市室戸岬:48.2m/s 関西空港:46.5m/s 和歌山市:39.7m/s	全壊:49 ^(※2) 半壊:517 ^(※2) 一部損壊:74,718 ^(※2) 床上浸水:168 ^(※2) 床下浸水:426 ^(※2)	約5万t （近畿2府4県）	・四国や近畿地方で猛烈な風雨や高潮が発生した。最大風速で観測史上第1位を更新したところが全国で53地点あった。大阪、兵庫、和歌山、徳島で過去の最高潮位を超えた。

(※1) 平成30年7月豪雨による被害状況等について（岡山県、広島県、愛媛県の合計）（平成30年10月9日17時00分時点）
 (※2) 「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」（平成30年10月2日17時00分現在、内閣府）、「台風第21号に係る被害等について（第30報）」（平成30年12月25日現在、大阪府）、「台風第21号に係る被害等について（第8報）」（平成30年11月1日現在、兵庫県）、災害廃棄物発生量…府県調査結果 をもとに作成

図表 2.3-4 地震と水害による災害廃棄物処理の違い

項目	地震	水害
発生個所（時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤や土地利用等の状況によって変化（耐震性の低い建物が被災） ・突発的に発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川決壊は低地部、土砂災害は山麓部に被害が集中 ・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期）
廃棄物組成の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊等の建物撤去によるものが中心 ・瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い ・片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の生木、流木、岩石が発生する場合がある ・床上・床下浸水による片づけごみが多く、建物解体は比較的少ない ・片づけごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ（家具等）が発生
片づけごみの排出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する →比較的分別されて排出されやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す→比較的分別されにくい
特に注意が必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多い ・倒壊家屋解体は重機使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分、泥等を含むため、ごみ出しが困難 ・水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意 ・分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施 ・浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分による重量増のため、積み込み時に注意が必要 ・床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要

8 災害廃棄物処理実行計画の構成例

図表 II-45 県災害廃棄物処理実行計画の構成例

目 次	
第1章	被災の状況
第2章	基本方針
	1 基本方針の位置付け、2 処理の対象、3 処理主体、4 災害廃棄物の発生量推計、5 処理期間、6 処理方法、7 財源
第3章	処理実行計画
第1節	災害廃棄物の発生量
	1 市町村別の発生量、2 種類別の発生量
第2節	災害廃棄物処理の基本的事項
	1 役割分担、2 処理方法
第3節	県内処理と広域処理
	1 県内の廃棄物処理施設の処理能力、2 広域処理の必要性、3 県内処理と広域処理
第4節	事務の委託
	1 趣旨、2 受託対象市町村、3 事務委託の範囲、4 二次仮置場の受入品目及び配置等
第5節	処理スケジュール
第6節	進捗管理及び見直し

出典：「熊本県災害廃棄物処理実行計画」（平成 28 年 6 月、熊本県）

図表 II-46 市町村災害廃棄物処理実行計画の構成例

目 次	
第1章	災害廃棄物処理実行計画策定の主旨
	1 計画の目的、2 計画の位置付けと内容、3 計画の期間、4 計画の見直し
第2章	被害状況と災害廃棄物の量
	1 被害状況、2 災害廃棄物の量
第3章	災害廃棄物処理の基本方針
	1 基本的な考え方、2 処理期間、3 処理の推進体制
第4章	災害廃棄物の処理方法
	1 被災家屋等の解体、2 災害廃棄物の処理フロー、3 災害廃棄物の集積、4 災害廃棄物の選別、5 災害廃棄物の処理・処分、6 広域処理、7 進捗管理

出典：「熊本市災害廃棄物処理実行計画」（平成 28 年 6 月、熊本市）

被災地でのボランティア参加と受入れ**1. 災害ボランティアの種類**

災害ボランティアには、ノウハウと装備を持って数日間以上現地で継続的に活動を行う災害ボランティアもいれば、報道等に触発され初めて被災現場を訪れ、日帰りなど短期間で帰る災害ボランティア（不特定多数の個人の災害ボランティア）がいる。一方で、重機や機材を有した専門性の高い団体としての災害ボランティア団体もある。被災市町村は、災害ボランティア、災害ボランティア団体のそれぞれ特色に応じて、周知・広報の内容や連携方法を検討する必要がある。なお、被災者の親類縁者も休日を活用して手伝いに駆け付け、災害ボランティアと同様の活動を行うことも念頭において広報を検討・実施する必要がある。

2. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアの役割は、被災者を支援することが基本である。災害ボランティアは、被災者のニーズに沿って活動を行うものであり、自由意志に基づく活動なので無償の労働力と解釈してはならない。

災害ボランティア活動には様々な種類がある。災害廃棄物に関連するものとしては、以下のような支援活動が例として挙げられる。

【災害廃棄物対応に係る災害ボランティアの支援活動（例）】

- ① 一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出
- ② 浸水家屋の床下の泥出し
- ③ 家屋内の被災した家財の搬出
- ④ 貴重品や思い出の品等の整理・清掃

なお、仮置場では重機の稼働や大型車両が走行すること、廃棄物に危険物や有害物質等が混入している恐れがあり危険が伴うことから、災害ボランティアに仮置場での分別作業や常駐する形で荷下ろし補助等の作業を依頼することは避ける。（但し、災害ボランティアが仮置場に廃棄物を持ち込む際には、住民の廃棄物の搬入や荷下ろしについては、安全確保のうえ実施可能）

3. 災害ボランティアや社会福祉協議会との調整・協議

災害廃棄物対応に災害ボランティアの協力を得るためには、災害ボランティアや社会福祉協議会と支援活動内容や範囲、危険リスク回避などについて調整・協議し、その意向を踏まえて決定する必要がある。災害ボランティアに災害廃棄物対応の活動を依頼するに当たっての検討事項（例）を以下に示す。

【災害ボランティアに対して災害廃棄物対応の活動依頼する場合の検討事項】

- ① 作業の必要性(緊急性、非代替性の観点から)
- ② 社会福祉協議会の基本姿勢（想定している作業の種類と優先順位、派遣条件の確認と派遣の可能性）
- ③ 被災市町村としての怪我、事故防止対策及び発生時の体制整備
- ④ その他ボランティアの健康、安全確保に係る事項

資料 12

第6章 職員研修・訓練

発災後、速やかに災害廃棄物を処理するためには、平時から職員の災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。そのため、定期的な研修・訓練を実施し、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努める。

収集作業中に発災した場合の職員・車両の安全確認方法、無線がない施設での職員の安否確認方法、各施設の被害状況の点検方法、報告すべき情報の整理方法を確立し、情報連絡が効率的に行われるよう対策を講じる。

研修・訓練の検討・実施に当たっては、本計画、「環境部災害時初期対応マニュアル」及び「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～」を有効に活用するとともに、国や他自治体での事例等を踏まえて、最新の知見を反映させるものとする。また、訓練の実効性をより高めるため、施設の運転管理受託業者や協定を締結している民間事業者等も含めた訓練を検討・実施する。

【平時の取組】

- 職員の人事異動があるため、毎年必ず研修・訓練を実施する。
- 初動対応の実効性を確保するため、訓練等で出た課題を踏まえて、「環境部災害時初期対応マニュアル」の見直しを行う。
- 発災時には、限られた人員での対応が想定されるため、他課の役割についても理解し、臨機応変に対応できる組織体制の構築を目指す。

出典：「高知市災害廃棄物処理計画 Ver. 2」（令和3年3月） p.36
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/saigai-haikibutushori-plan2.html>

第2節 人材の育成

1 職員への教育・訓練

本計画の実効性を高め、災害時に円滑・迅速に対応できるよう、平時から職員の教育・訓練に努め、災害対応能力の維持・向上を図る。

また、被災自治体への支援についても人材育成のための貴重な機会と捉え、例えば支援員として災害廃棄物処理経験者と未経験者をペアで派遣し支援活動を経験させる、派遣後に報告会を実施する等、災害廃棄物処理のノウハウの伝承による新たな人材育成を図る。

2 実務経験者の整理

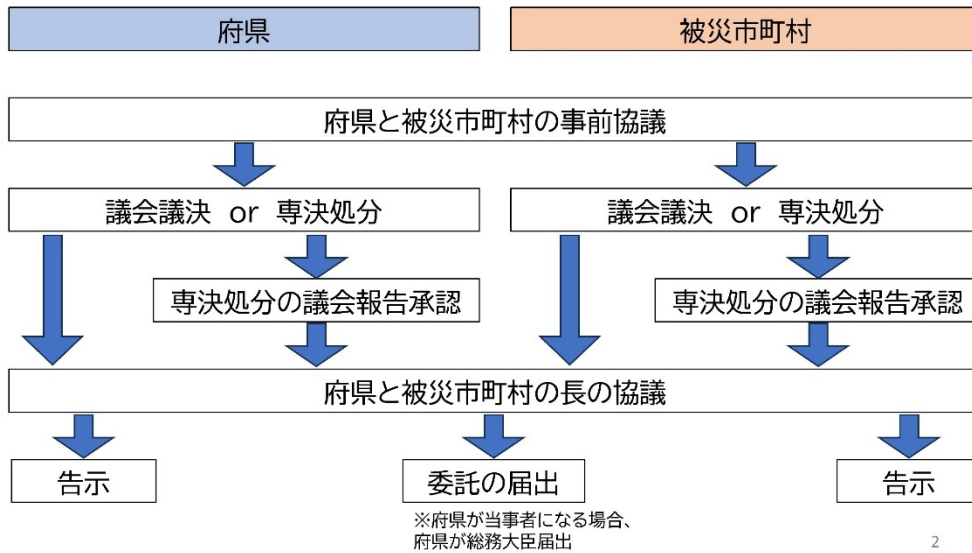
庁内への人的支援要請や被災市町村への派遣等のため、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する職員をリストアップし、継続的に更新する。

出典：「仙台市災害廃棄物処理計画」（令和6年4月） p.33
https://www.city.sendai.jp/kikakukehatsu/disaster_waste.html

資料 13

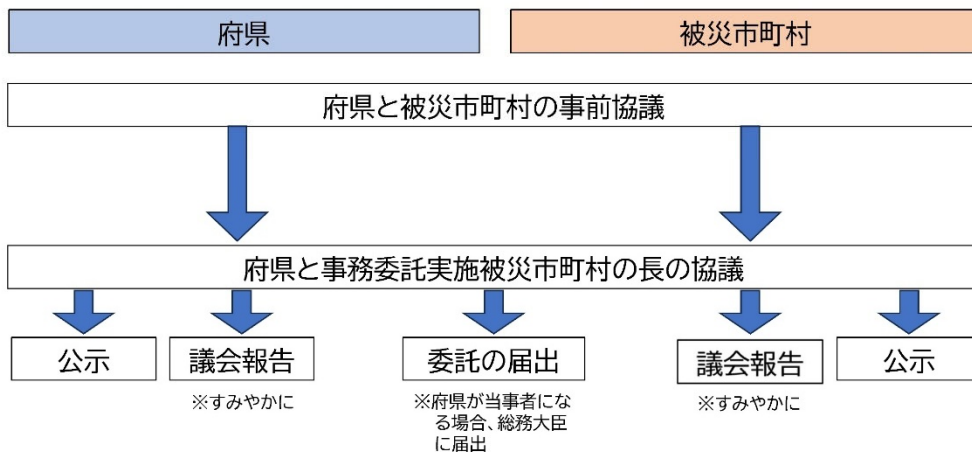
(1) 地方自治法による事務委託手続き

- 事務委託は、地方自治法第252条の14～15及び第252条の2の2に基づき、下図の流れで実施する。
- 議会の議決については、東日本大震災や熊本地震においては、地方自治法第179条にもとづく専決処分により行われた事例がある。



(2) 災害対策基本法による事務委託手続き

- 災害対策基本法による事務委託は、災害対策基本法第69条に基づき、地方自治法の規定に関わらず、災害対策基本法施行令第28条に規定する事項を定めて、当該地方公共団体の長その他の執行機関に管理し、及び執行することができる。この場合、議会にはすみやかにその旨を報告することになっており、下図の流れで実施する。
- 過去の大規模災害において、災害対策基本法による事務手続きで行われた事例はない。



出典：「災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き」（令和7年3月） p. 2、11

<https://kinki.env.go.jp/content/000309636.pdf>

(3) 各班/課の業務担当窓口(受援)の配置

災害対策本部の各班や各課に業務担当窓口(受援)を配置する

解説

受援班/担当を設けても、災害対策本部の各班/課が、応援側の県・市町村・関係機関から応援を受ける上での調整が「ゼロ」になるわけではありません。むしろ、各班/課で担当している業務の特性に応じて、どのような人的・物的資源の応援を求め、さらには、応援側の担当者と受入れや役割分担について調整するなど、様々な対応が求められます。また、受援班/担当への応援受け入れ状況などの報告も不可欠です。

各班/課の業務担当窓口(受援)を明らかにしておくことが望まれます。

ポイント 被災市町村における「業務担当窓口(受援)」の主な役割を整理する

1 受援に関する状況把握

- 業務における人的・物的資源ニーズをとりまとめる(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、応援が必要か)
- 業務における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、応援を受けているか)
-

2 資源の調達・管理

- 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する
- 業務担当班・課の中で、庁内職員(被災市町村職員)と応援職員の業務分担を明らかにする
- 業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる
- 今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする

3 受援班/担当への報告

- 1でとりまとめた結果を、受援班/担当に報告する

4 調整会議への参加

- 受援班/担当が実施する調整会議に参加する

5 応援職員への支援

- 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める
- 受援班/担当と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する(場・環境の確保については、役所の被災等によって、困難な場合もあるが、可能な限り検討する)

出典：「災害廃棄物対策指針」【参 22】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府（防災担当）平成 29 年 3 月） p.24

https://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf

資料 14-2-1

【参考：支援要請書フォーマット】

要請自治体名		担当課室： 担当者： 連絡先：
要請内容	※ 希望する支援要請内容を可能な範囲で詳しく記載してください。 「何を」：廃棄物の種類 「どこから」：廃棄物が置かれている状況・周辺の道路事情等 「どこまで」：廃棄物の搬出先	
車 両 台数	固形廃棄物	平ボディ車（2 t、4 t）： 台 軽ダンプ車： 台 深ダンプ車： 台 ダンプ車（2 t、4 t）： 台 クラム車： 台 パッカー車（回転式）（2 t、4 t）： 台 パッカー車（プレス式）（2 t、3 t、4 t）： 台 コンテナ車（2 t、4 t）： 台
	し尿	バキューム（2 t、4 t）： 台 強力吸引車（2 t、4 t）： 台
	その他 車両	（ ）： 台 （ ）： 台
要請期間	※ 支援を希望する期間（開始時期、終了時期）を可能な範囲で記載してください。	
宿泊先	※ 派遣される応援職員のために確保できる宿泊先の名称、住所、連絡先を記載してください。	
駐車場	※ 派遣される車両の駐車場が必要となります。派遣車両のために確保できる駐車場の名称、住所（位置）を記載してください。	
給油場	※ 派遣される車両に給油するための給油場の名称、住所（位置）、連絡先を記載して下さい。	
洗車場	※ 派遣される車両を洗車するための洗車場の名称、住所（位置）、連絡先を記載して下さい。	
道路開通状況	※ 通行止めとなっている区間の有無を記載してください。	

※情報収集が簡単ではない状況と思われますが、可能な範囲でご記入下さい。

資料 14-2-2

【参考：支援要請書フォーマット（記入例）】

要請自治体名	●●県●●市	担当課室：●●部 ●●課 担当者：●● ●● 連絡先：電話番号●●-●●●●-●●●●
要請内容	<p>片付けごみの収集運搬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類：主に廃家電や家具・家財、畳等の大型の片付けごみで回転式のパッカー車では回収できない廃棄物 ・ 収集地区：●●地区・●●地区 ・ 運搬区間：被災地～●●仮置場 ・ 廃棄物が置かれている状況：集積所は無人の状態であり、廃棄物が混合状態となっている。 ・ 周辺の道路事情：無人の集積所は、2トンの平ボディ車が進入できる場所もあれば、道幅が狭くて進入できない場所もあるため、平ボディ車に加え、軽ダンプ車の派遣もお願いしたい。 	
車両台数	固形廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平ボディ車（2t、4t）：10台/日 ・ 軽ダンプ車：1～2台/日 <p>最大：280～420台/週（土日含む） 収集予定量：400～500トン</p>
	し尿	—
	その他車両	—
要請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間（以後、未定） 	
宿泊先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：クリーンセンター●● ・ 住所：●●県●●市●●町●●丁目●●-●● ・ 電話番号：●●-●●●●-●●●● 	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：環境部環境課 場内駐車場 ・ 住所：●●県●●市●●町●●丁目●●-●● 	
給油場	<ul style="list-style-type: none"> ・ ●●市指定のガソリンスタンド（現金不要） ・ 住所・連絡先：位置等は●●市から提示します。 	
洗車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：環境部環境課 10台分（干し場あり） ・ 住所：●●県●●市●●町●●丁目●●-●● 	
道路開通状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道●●号：一部通行止め ・ 県道●●号：一部通行止め 	

※情報収集が簡単ではない状況と思われますが、可能な範囲でご記入下さい。

**【参考6】発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る
国から被災自治体への支援制度**

(参考) 発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 (災害救助法に基づく 国庫負担)	災害等廃棄物処理事業 (廃棄物の処理及び清掃に関 する法律に基づく国庫補助)	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) 【対象は土砂のみ】
宅地からの除去	△ (日常生活上欠くことが できない場所のみ)	△ (市区町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
集積場への運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は救助実施市 (法事務委任を受けた 場合は市区町村)	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府	環境省	国交省

※ 市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者へ依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせください。

22

出典：「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」(国土交通省 令和7年8月) p. 22

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001334502.pdf>

資料 16

5. 仮置場開設の準備

(1) 現地での準備

仮置場の開設に向けて、次の事項に留意し現地での準備を進める。

- 管理用務に当たる人員の役割分担を決定する。特に、交通誘導員は搬入ルールが守られる。

仮置場開設の準備

1) 現地での準備

仮置場の開設に向けて、次の事項に留意し現地での準備を進める。

- 管理用務に当たる人員の役割分担を決定する。特に、交通誘導員は搬入ルールが守られていない場合の対応についても確認をする。
- 全体レイアウトを確認する。必要であればロープや三角コーン等を用い、種類別の区を明示する。また、分別種類を表示する（立て看板等）。
- 仮置場の地盤がアスファルト以外の場合、可能であれば敷鉄板等で養生しておく。
- 受付を設置し、受付ルールを確認する。受付後の搬入ルートについても確認する。
- 災害査定に備えて、写真や配置図等の記録を残しておく。可能であれば、仮置場ごと日報として整理することを推奨する（表 5-1 参照）。

表 5-1 災害査定に備えた仮置場の記録内容例

記録内容	記録方法
仮置場の状況 (使用前、使用中、使用が終わった場合は使用后)	写真 ✓使用前の状況がわかるようにする。 ✓使用中の設備や使用機材も記録する。
搬入出の様子	写真、日報 ✓日報にある程度の搬入物等を記録しておくことが望ましい。 ✓廃棄物の動きがわかるように記録を残す。
搬入された廃棄物（種類別）	写真 ✓どのようなものが仮置場にある（あった）のかがわかるようにする。
配置がわかるもの	写真、図面 ✓仮置場返還時のトラブルを避けるため、どこに何を置いていたのかを記録する。
仮置場内の廃棄物量	写真、日報 ✓可能であれば、仮置場にある廃棄物量を定期的に記録する。 ✓測量が難しい場合は、概ねの形状・面積・高さ等を記録する。

出典：「災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き」（滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 環境省 近畿地方環境事務所 令和5年3月） p.18

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/330513.html>